

上越市国民保護計画

令和2年12月

上 越 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	計画の趣旨	1
2	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
5	市地域防災計画等との関連性	2
6	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	8
1	国民の保護に関する措置の仕組み	8
2	市、県及び関係機関の事務又は業務の大綱	9
第4章	市の地理的、社会的特徴	12
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	27
1	武力攻撃事態の類型	27
2	緊急処理事態の類型（一般的な事例）	28
第2編	平素からの備えや予防	29
第1章	組織・体制の整備等	29
第1節	市における組織・体制の整備	29
1	市の各部局における平素の業務	29
2	市職員の参集基準等	30
3	消防機関の体制	32
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	32
第2節	関係機関との連携体制の整備	34
1	基本的考え方	34
2	県との連携	34
3	県内各市町村等との連携	35
4	指定公共機関等との連携	35
5	ボランティア団体等に対する支援	36
第3節	通信の確保	37
第4節	情報収集・提供等の体制整備	39
1	基本的考え方	39
2	警報等の伝達に必要な準備	39
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	40
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	45

第5節	研修及び訓練	46
1	研修	46
2	訓練	46
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	48
1	避難に関する基本的事項	48
2	避難実施要領のパターンの作成	49
3	救援に関する基本的事項	49
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	49
5	避難施設の指定への協力	50
6	生活関連等施設の把握等	50
7	医療救護体制の整備	51
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	53
1	市における備蓄	53
2	市が管理する施設及び設備の整備又は点検等	53
第4章	国民保護に関する啓発	55
1	国民保護措置に関する啓発	55
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	55
第5章	豪雪地域の体制整備	56
1	除排雪体制・施設整備等の推進	56
2	緊急活動体制の整備	56
3	総合的な雪対策の推進	56
第3編	武力攻撃事態等への対処	57
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	57
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	57
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	60
第2章	市対策本部の設置等	61
1	市対策本部の設置	61
2	通信の確保	75
第3章	関係機関相互の連携	77
1	国・県の対策本部との連携	77
2	知事、指定行政機関の長、指定公共機関等への措置要請等	77
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	78
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	78
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	79
6	市の行う応援等	79
7	ボランティア団体等に対する支援等	79
8	住民への協力要請	80
第4章	警報及び避難の指示等	81
第1節	警報の伝達等	81

1	警報の内容の伝達等	81
2	警報の内容の伝達方法	82
3	緊急通報の伝達及び通知	83
第2節	避難住民の誘導等	84
1	避難の指示の通知・伝達	84
2	避難実施要領の策定	85
3	避難住民の誘導	88
4	武力攻撃事態等の類型に応じた対処	91
第5章	救援	94
1	救援の実施	94
2	関係機関との連携	94
3	救援の内容	95
第6章	安否情報の収集・提供	97
1	安否情報の収集	98
2	県に対する報告	98
3	安否情報の照会に対する回答	98
4	日本赤十字社に対する協力	102
第7章	武力攻撃災害への対処	103
第1節	武力攻撃災害への対処	103
1	基本的考え方	103
2	武力攻撃災害の兆候の通報	103
第2節	応急措置等	104
1	退避の指示	104
2	警戒区域の設定	105
3	応急公用負担等	106
4	消防に関する措置等	106
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	109
1	生活関連等施設の安全確保	109
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	109
第4節	NBC攻撃による災害への対処等	111
第8章	被災情報の収集及び報告	114
第9章	保健衛生の確保その他の措置	115
1	保健衛生の確保	115
2	廃棄物の処理	116
第10章	国民生活の安定に関する措置	117
1	生活関連物資等の価格安定	117
2	避難住民等の生活安定等	117
3	生活基盤等の確保	117
第11章	特殊標章等の交付及び管理	119
1	特殊標章等の意義	119

2	赤十字標章等の意義	120
第4編	重要施設等における武力攻撃事態等への対処	123
第1章	基本方針	123
1	重要施設等における武力攻撃事態等に対する基本方針	123
2	重要施設等の考え方	123
第2章	原子力発電所における武力攻撃事態等への対処	124
1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	124
2	武力攻撃原子力災害への備え	124
3	通報等及び実施体制の確立	125
4	応急対策等	129
第3章	大規模駅における武力攻撃事態等への対処	134
1	安全確保の留意点	134
2	通報体制	134
3	近隣住民等の避難措置	134
第4章	港湾施設における武力攻撃事態等への対処	136
1	安全確保の留意点	136
2	通報体制	136
3	近隣住民等の避難措置	136
4	救援	137
5	漁港施設に対する措置	137
第5章	石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等への対処	138
1	安全確保の留意点	138
2	通報体制	138
3	周辺住民等の避難措置	138
4	石油コンビナート等特別防災区域周辺事業所を含めた対処	139
第6章	その他の重要施設等における武力攻撃事態等への対処	140
1	安全確保の留意点	140
2	通報体制	140
3	ダム下流域住民等の避難措置	141
第5編	復旧等	142
第1章	応急の復旧	142
1	基本的考え方	142
2	公共的施設の応急の復旧	142
第2章	武力攻撃災害の復旧	143
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	144
1	国民保護措置実施に要した費用の支弁、国への負担金の請求	144
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	144
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	144

第6編	緊急対処事態への対処	145
1	緊急対処事態	145
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	145

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 計画の趣旨

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するためには、国際社会からの高い評価を得るとともに、近隣諸国や友好国との信頼関係を構築し、これを強化していくなど、政府が平素から外交努力を行い、武力攻撃事態を未然に回避することが重要である。

しかし、こうした外交努力にもかかわらず、外国からの武力攻撃や大規模テロにより国民に被害がおよぶ事態が発生した場合、又は、そのおそれがある場合、国及び地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。

本計画は、市民等の生命、身体及び財産を保護する市の責務にかんがみ、万が一の武力攻撃事態等における国民の保護に関する計画を定めるものである。

2 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び新潟県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、上越市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）を作成し、これに基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市国民保護計画は、国民保護法第 35 条に基づき作成するものであり、本市が実施する国民保護措置に係る総合的かつ基本的な事項について定めるものである。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市内に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 重要施設等における武力攻撃事態等への対処
- 第5編 復旧等
- 第6編 緊急対処事態への対処
- 資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、上越市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係機関の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問し答申を得た後に、知事との協議を行い、その結果を市議会へ報告するとともに、市民等へ公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。

5 市地域防災計画等との関連性

上越市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から市民等の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成したものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等の対応には類似性もあるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、円滑な運用を図る。

また、石油コンビナート等特別防災区域に関する対処については、新潟県石油コンビナート等防災計画を準用し、適切に国民保護措置を実施する。

6 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

【計画関連】

用語	意義
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	指定行政機関、都道府県、市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
市民等	市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内の全ての人

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器（N）、生物剤（B）若しくは化学剤（C）を用いた兵器による攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

【避難・救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
避難措置の指示	国の対策本部長が県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路、手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	避難の指示を受けた場合に市長が策定する市民等の誘導方法などを定めた実施要領
避難施設	住民を避難させ、また救援を行うために県知事があらかじめ指定した施設
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	県知事が武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報
警戒区域	県知事及び市長が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域
退避の指示	県知事・市長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示
要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等その他特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項関係）

【関係機関関連】

用語	意義
指定行政機関	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条第5号の規定により、政令で定められた国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の31機関
指定地方行政機関	事態対処法第2条第6号の規定により、政令で定められた国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区

	気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、 地方環境事務所、 地方防衛局の25機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第7号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関

【施設関連】

生活関連等施設	発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのある施設
---------	-----------------------------------------------------------------------

【会議等】

武力攻撃事態等合同 対策協議会	国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等が国民保護措置に関する情報の交換及び相互の協力を図るため必要に応じて開催される協議会
--------------------	-----------------------------------------------------------------------

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たり、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等に際し、市民等に対して国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に際し、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに際し、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

さらに、日本国憲法第3章国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されているため、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきであることに留意する。

この計画で定義する要配慮者に対し、災害時において必要と思われる配慮は、次のとおりとする。

対 象 者	災害時に配慮が必要と思われるもの		
	情報伝達 (危険認知・判断)	避難行動	避難生活
高齢者（災害時に介護を必要とする人）	○	○	○
障害者（身体、知的、精神）	○	○	○
乳幼児（小学校就学前の子供）	○	○	○
傷病者（被災による負傷を含む）	○	○	○
外国人（居住者又は旅行者）	○	○	○
妊産婦		○	○

※「○」は、配慮が必要と思われるもの。

【災害時に配慮を必要とする主な理由】

項 目	配慮を必要とする主な理由	
情報伝達 (危険認知・判断)	<ul style="list-style-type: none"> ・目が見えない ・耳が聞こえない（聞こえにくい） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が理解できない ・状況判断力が低い（判断が遅い）
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・目が見えない ・耳が聞こえない（聞こえにくい） ・日本語を理解できない ・車椅子で移動する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行が困難である ・自力歩行できるが介助が必要である ・歩行速度が遅い
避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ・目が見えない ・耳が聞こえない ・日本語を理解できない ・車椅子で移動する ・定期的に医師の診察や治療等を受けなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行が困難である ・自力歩行できるが介助が必要である ・健常者用トイレの使用が困難である ・成人健常者用の食事が食べられない

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する人等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する人の安全の確保に十分に配慮するものとする。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する人に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

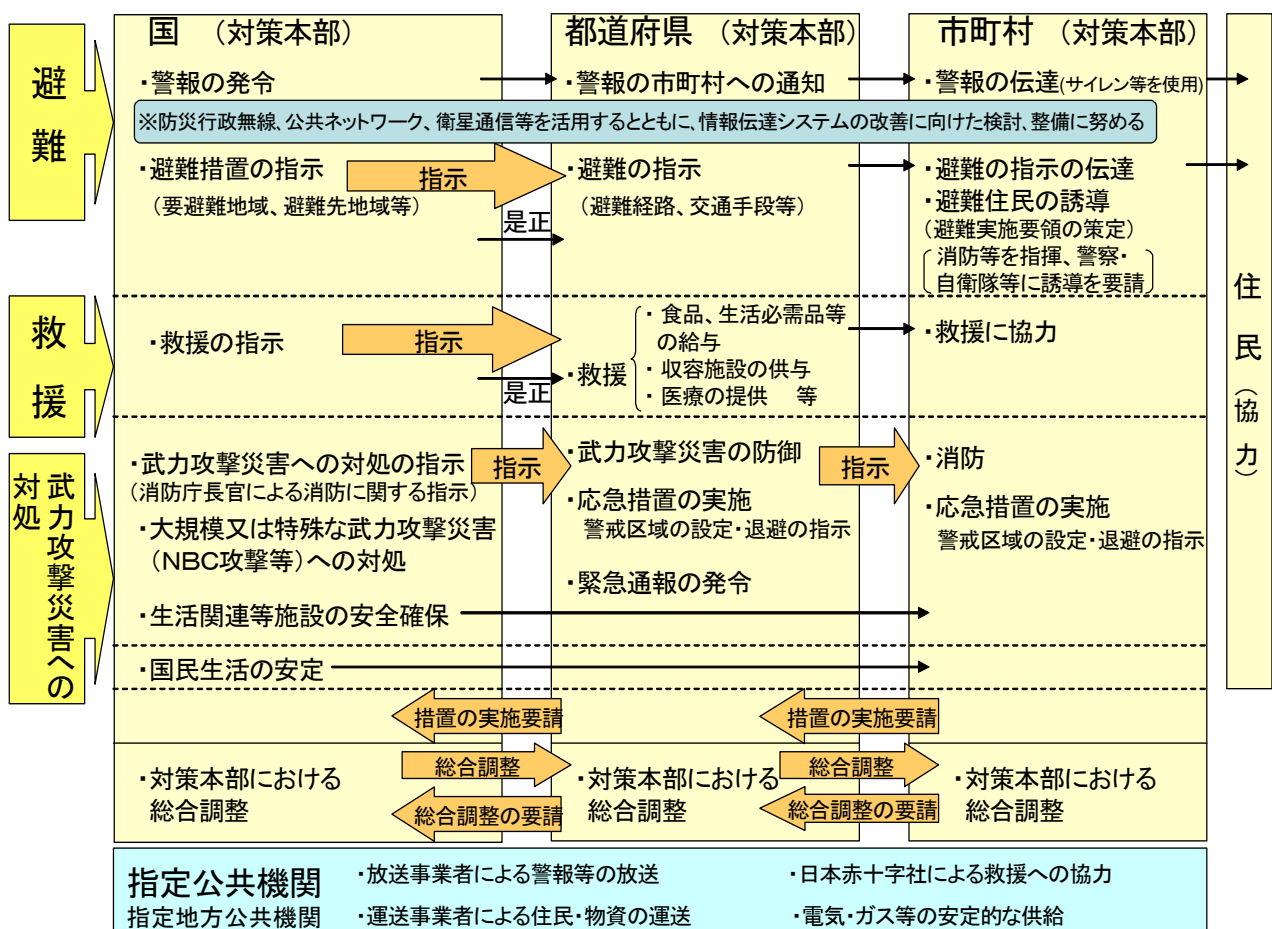
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民の保護に関する措置の仕組み

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

2 市、県及び関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、本市、新潟県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
上越市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民等の避難に関する措置の実施（市域及び県域を超えた避難措置を含む） 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	被災者の雇用対策
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害

	への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
道路、港湾、空港の管理者	道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

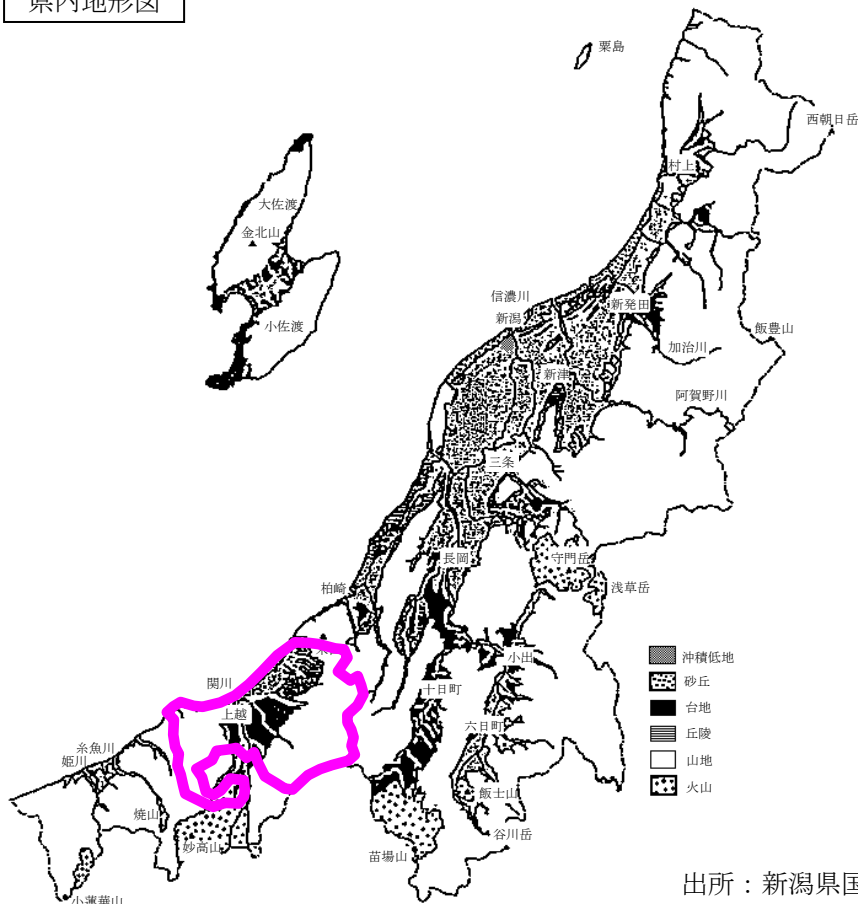
(1) 地形

本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市、長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接している。

市域面積は、973.81 k m²に及び市の中央部には一級河川関川、保倉川等が流れ、流域には高田平野が広がり市街地と田園地帯を形成している。この平野部の周囲には、米山山地、東頸城丘陵、関田山脈、南葉山地、西頸城山地などの山々が連なり、複雑な地形の中山地が広がり、全国有数の地すべり地帯となっている。また、約40 kmに及ぶ長大な海岸線には砂浜が続き、砂浜と平野の間には天然の湖沼群も点在している。

このように、本市は平野部、中山間地、海岸部など多様な地形を有し、広大な市域を形成している。

県内地形図

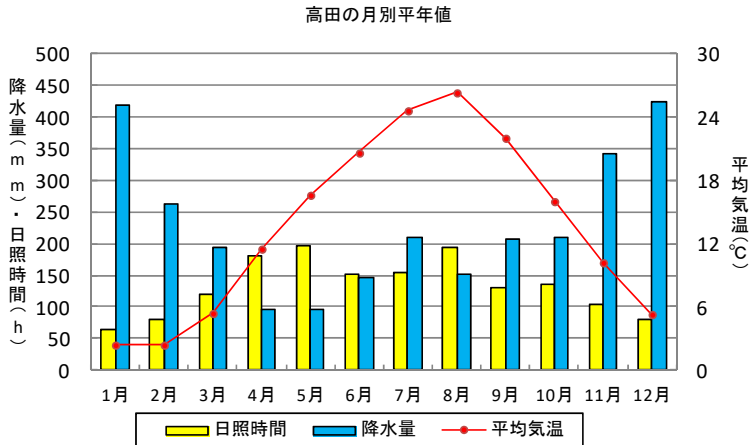


出所：新潟県国民保護計画

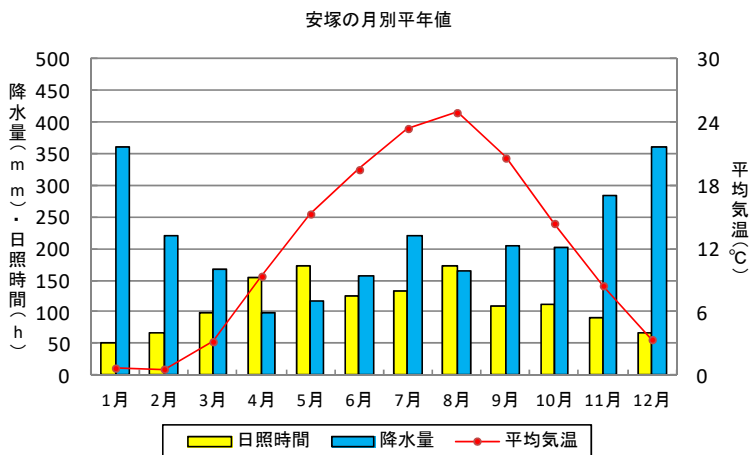
(2) 気候

本市は、四季の変化がはっきりし、冬期には降水量が多く快晴日数が少ない典型的な日本海型の気候である。冬期は日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により大量の降雪があり、海岸部を除いた地域は全国有数の豪雪地帯となっている。

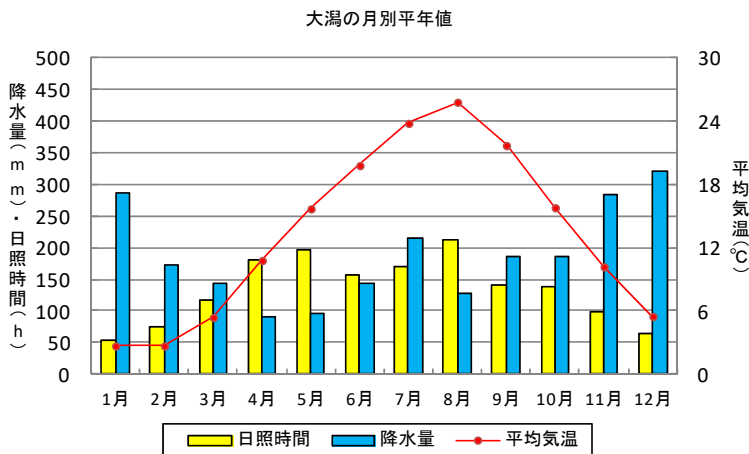
市内アメダス地点の月別平均値(1981～2010年)



- 平野部（高田）の気候
- ・ 春から夏の日照時間が長い
 - ・ 冬の降水量が多い
 - ・ 冬の平均気温が低い
 - ・ 最深積雪の平年値 122 c m



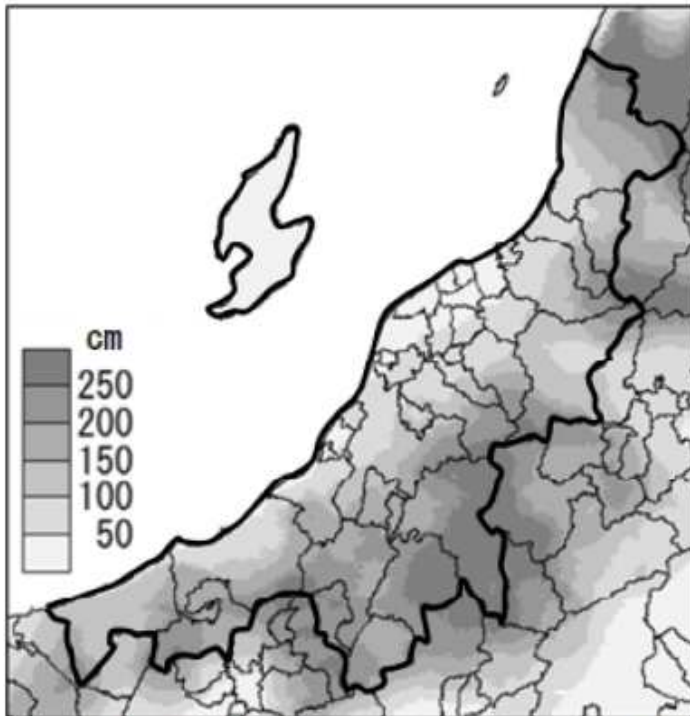
- 山間部（安塚）の気候
- ・ 年間を通して日照時間が短い
 - ・ 冬の降水量が多い
 - ・ 冬の平均気温が特に低い
 - ・ 最深積雪の平年値 174 c m



- 海岸部（大潟）の気候
- ・ 春と夏の日照時間がほぼ同じ
 - ・ 冬の降水量は少し多いが突出してはいない
 - ・ 冬の平均気温が低い

資料(グラフ)提供：新潟地方気象台

最深積雪の平年値分布図と最深積雪平年値（統計期間：1981年～2010年）



地点名	平年値
佐渡市相川	18
関川村下関	83
新潟市	36
新潟市新津	55
阿賀町津川	109
長岡市	95
柏崎市	63
上越市高田	122
上越市安塚	174
十日町市	224
糸魚川市能生	116
妙高市関山	216
湯沢町	211
津南町	274

『国土数値情報（平年値（気候）メッシュデータ） 国土交通省』を使用して作成

資料：新潟地方気象台

(3) 人口

本市の人口は、平成 27 年国勢調査によると 196,987 人で平成 22 年に比べ、6,912 人、3.4%減少している。また、年齢区分別人口の構成比では、年少人口（15 歳未満）が 12.8%、生産年齢人口（15～64 歳）が 57.1%、老年人口（65 歳以上）が 30.1%となっており、平成 22 年に比べ年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。

年齢区分別の構成を詳しく見ると、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、30.1%になっており、平成 22 年より約 5,400 人増加し、10.1%の伸びを示している。

さらに、児童・生徒等の年少人口及び地域の担い手ともいえる生産年齢人口は年々減少している。特に生産年齢人口は、平成 22 年より約 9 千人減少している。

また、平成 27 年国勢調査による一般世帯数は 70,809 世帯で、1 世帯当たりの人員は 2.69 人となっており、世帯数及び 1 世帯当たりの人員は横ばい傾向にある。

将来的な人口見通しについては、昭和 60 年（216,348 人）をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。

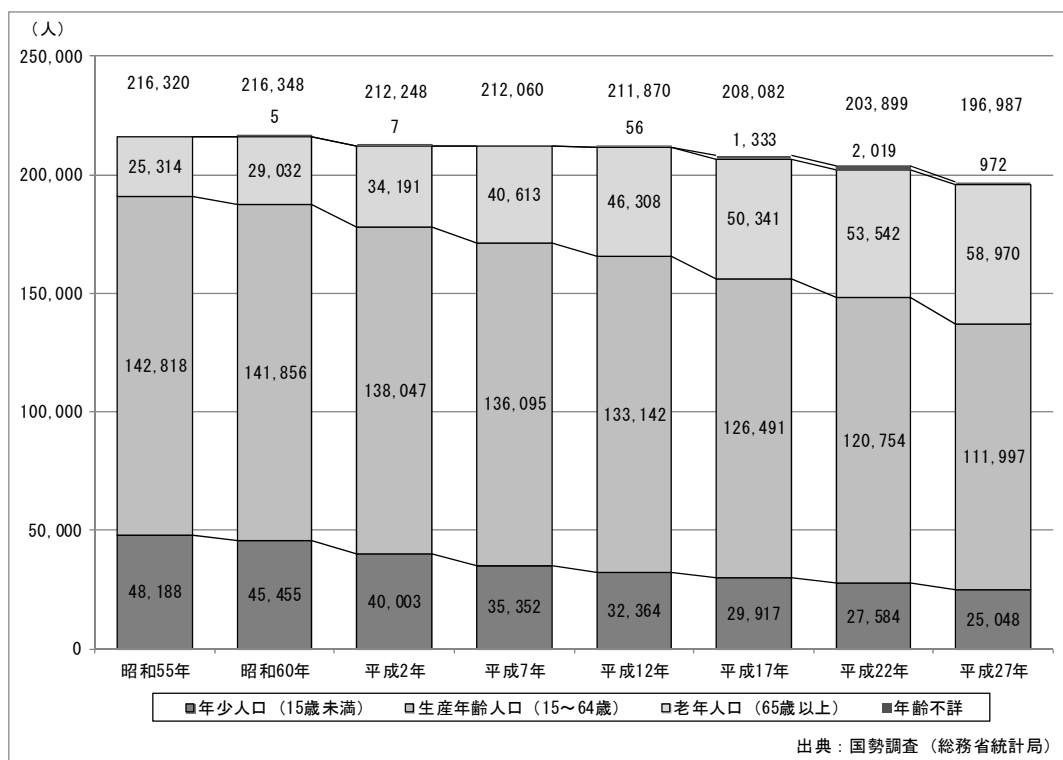
【人口及び世帯の概要】

	年	総人口	年齢 3 区分別人口【再掲 75 歳以上】				世帯	
			年少人口 (15 歳未満)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	75 歳以上	一般世帯数 1 世帯当たり人員	
上越市	H22	203,899 人	27,584 人 (13.7%)	120,754 人 (59.8%)	53,542 人 (26.5%)	29,102 人 (14.4%)	71,170 世帯 2.78 人	
	H27	196,987 人	25,048 人 (12.8%)	111,997 人 (57.1%)	58,970 人 (30.1%)	31,062 人 (15.8%)	70,809 世帯 2.69 人	
新潟県	H22	2,374,450 人	301,708 人 (12.8%)	1,441,262 人 (61.0%)	621,187 人 (26.3%)	333,340 人 (14.1%)	837,387 世帯 2.77 人	
	H27	2,304,264 人	275,945 人 (12.0%)	1,333,453 人 (58.1%)	685,085 人 (29.9%)	359,327 人 (15.7%)	846,485 世帯 2.65 人	

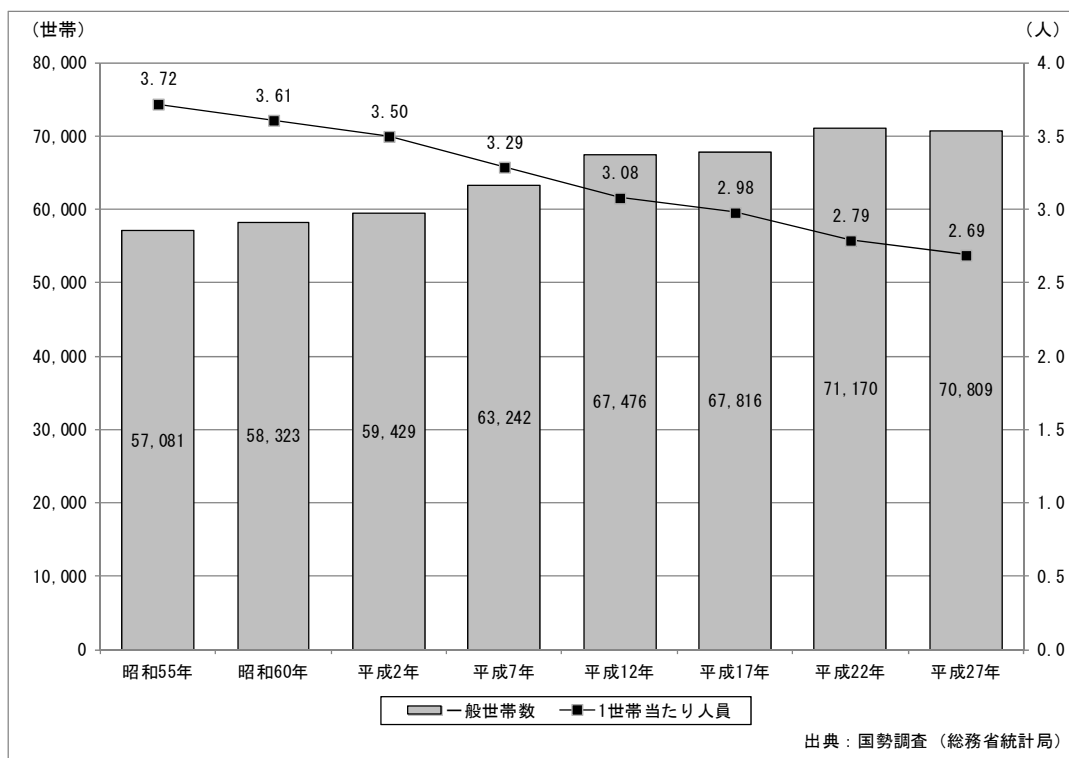
(注) 総人口には、年齢不詳を含む

出所：国勢調査

【総人口及び年齢区分別人口の推移】



【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】



【年齢別人口及び人口密度】

地区名等	年	総人口(人) (a)	年齢3区分別人口(人)				面積(k㎡) (b) ※	人口密度 (a) / (b) ※
			15歳 未満	15～64 歳	65歳 以上	うち 75歳 以上		
市計	H22	203,899	27,584	120,754	53,542	29,102	973.61	209.4
	H27	196,987	25,048	111,997	58,970	31,052	973.81	202.3
合併前の 上越市	H22	134,701	18,881	81,538	32,340	16,765	249.3	540.3
	H27	132,915	17,811	77,524	36,656	18,687		533.2
安塚区	H22	2,878	280	1,455	1,135	680	70.23	41.0
	H27	2,491	184	1,139	1,168	731		35.5
浦川原区	H22	3,763	464	2,058	1,237	782	50.64	74.3
	H27	3,442	396	1,786	1,260	760		68.0
大島区	H22	1,927	175	902	850	526	71.64	26.9
	H27	1,613	116	713	784	503		22.5
牧区	H22	2,322	186	1,136	999	621	61.35	37.8
	H27	2,001	161	899	940	586		32.6
柿崎区	H22	10,660	1,261	6,047	3,352	1,905	85.39	124.8
	H27	9,837	1,051	5,226	3,555	1,882		115.2
大潟区	H22	9,950	1,237	6,058	2,615	1,367	16.32	609.7
	H27	9,475	1,082	5,378	3,002	1,444		580.6
頸城区	H22	9,499	1,480	5,810	2,204	1,233	38.3	248.0
	H27	9,267	1,231	5,525	2,493	1,343		242.0
吉川区	H22	4,770	605	2,542	1,623	925	76.61	62.3
	H27	4,234	435	2,188	1,611	930		55.3
中郷区	H22	4,303	507	2,441	1,355	813	43.56	98.8
	H27	3,867	378	2,051	1,435	751		88.8
板倉区	H22	7,327	989	4,113	2,225	1,315	66.51	110.2
	H27	6,831	882	3,614	2,335	1,340		102.7
清里区	H22	3,015	400	1,686	915	548	37.54	80.3
	H27	2,780	335	1,518	921	523		74.1
三和区	H22	5,918	833	3,422	1,658	979	39.3	150.6
	H27	5,625	740	3,114	1,771	966		143.1
名立区	H22	2,866	286	1,546	1,034	643	65.94	43.5
	H27	2,609	246	1,322	1,039	606		39.6

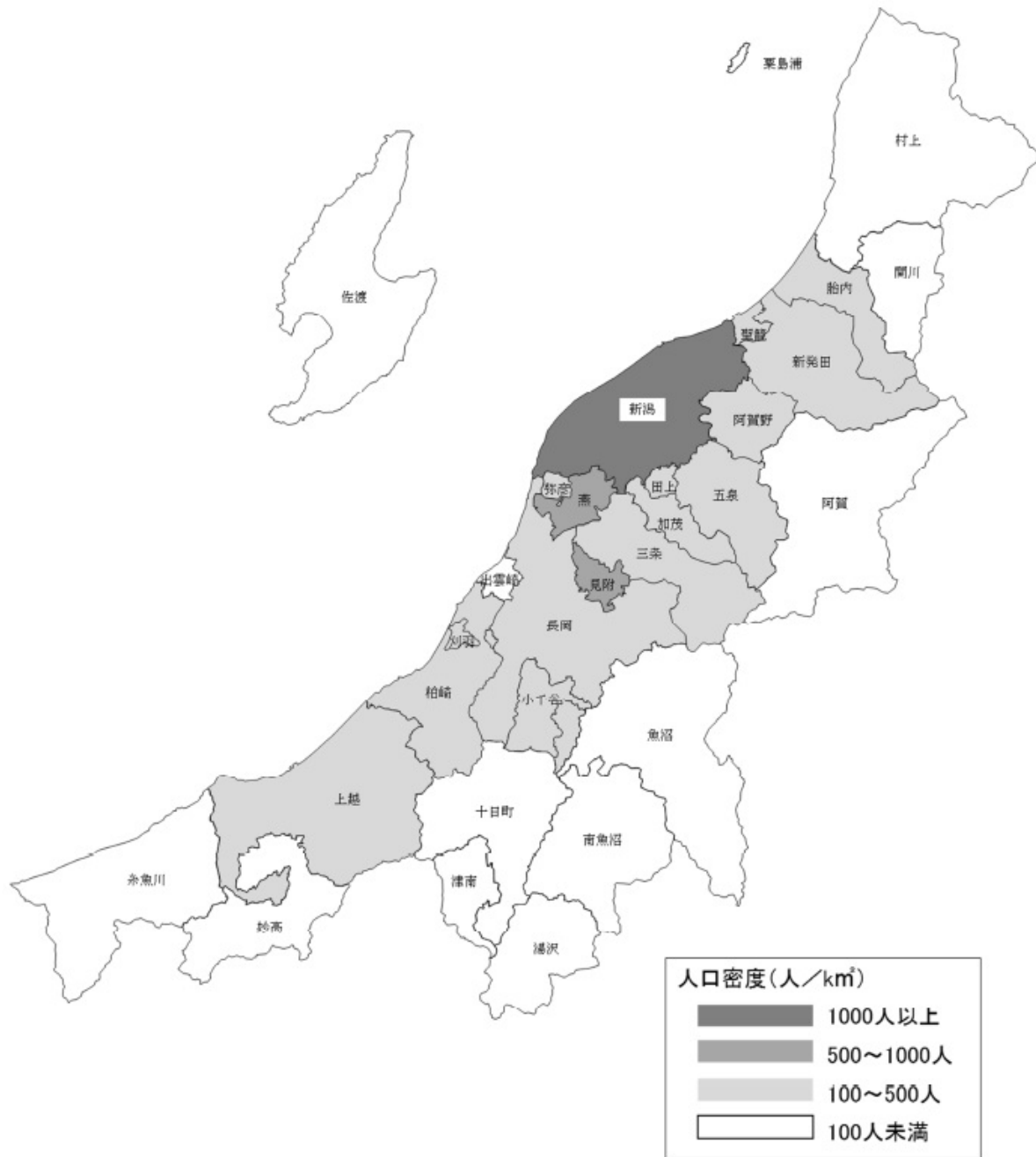
(注) 総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12調査での値を採用した。

また、人口密度も、H12調査での面積の値で計算した(市計以外)。

(出所：国勢調査)

【県内人口分布図】



資料提供：新潟県

(4) 産業

本市の就業者数は、平成 27 年国勢調査によると 96,378 人であり、産業別の構成比率は第 1 次産業 5.0%、第 2 次産業 29.1%、第 3 次産業 64.6%、分類不能 1.3% となっている。

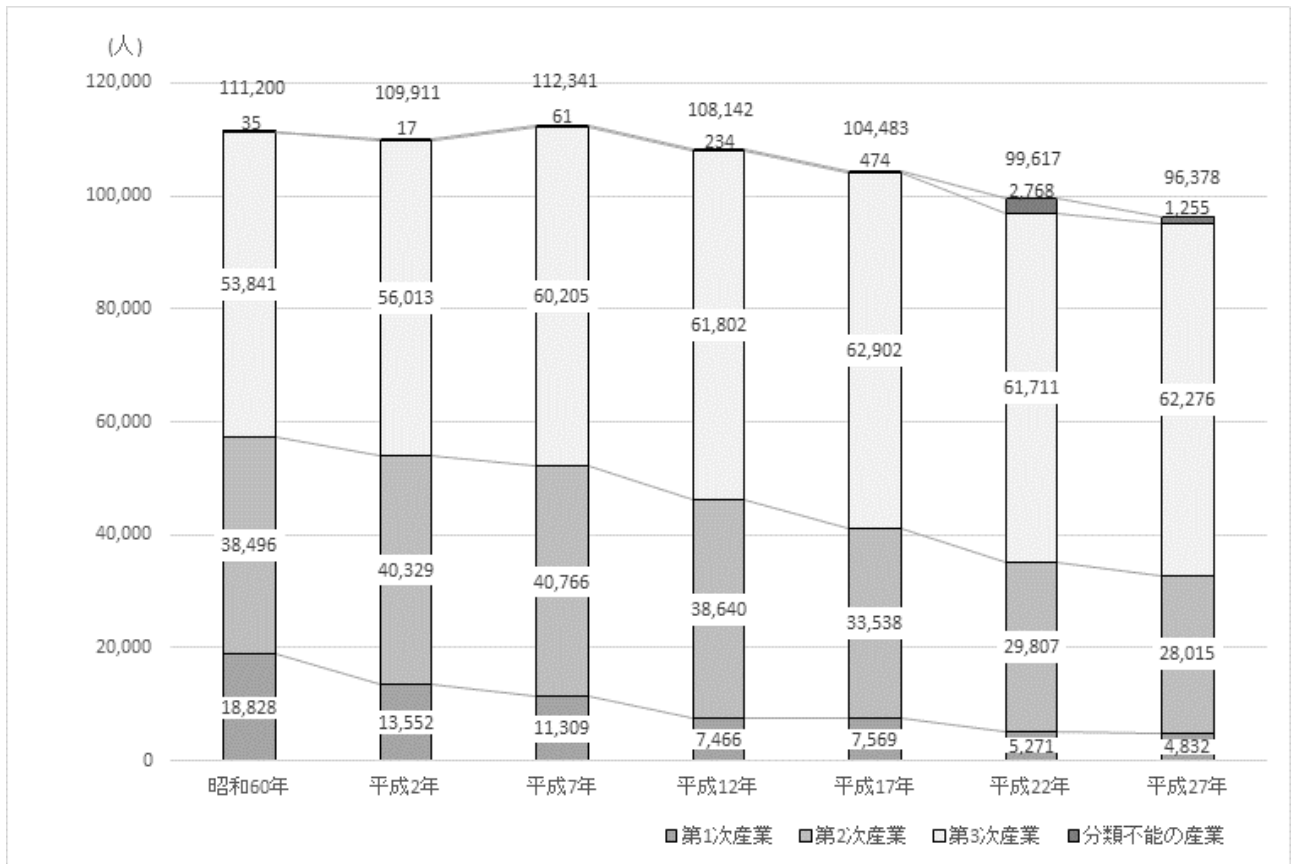
就業者数の動向では、昭和 60～平成 27 年の 30 年間で約 1 万 5 千人減少しており、特に第 1 次産業では、約 1 万 4 千人と減少が著しい。これに対し、第 3 次産業の就業者数が増加しており、この 30 年間で約 8 千人増えていることから、本市の就業者は、第 3 次産業へシフトしていることが推定される。

【産業別就業者数】

分 類		就業者数 (人)	構成比 (%)
第 1 次産業	農 業	4,673	4.6
	林 業	117	0.1
	漁 業	42	0.1
	計	4,832	5.0
第 2 次産業	鉱 業	167	0.2
	建設業	10,857	11.2
	製造業	16,991	17.6
	計	28,015	29.1
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	576	0.6
	情報通信業	711	0.7
	運輸業	4,007	4.2
	卸売業、小売業	14,506	15.1
	金融業、保険業	1,552	1.6
	不動産業	1,041	1.1
	飲食店、宿泊業	5,043	5.2
	教育、学習支援業	4,593	4.8
	医療、福祉	13,648	14.2
	複合サービス業	1,535	1.6
	サービス業	10,941	11.4
	公務	4,122	4.3
	計	62,276	64.6
分類不能の産業		1,255	1.3
総 数		96,378	100.0

出所：平成 27 年国勢調査

【産業別就業者数の推移】



出所：国勢調査

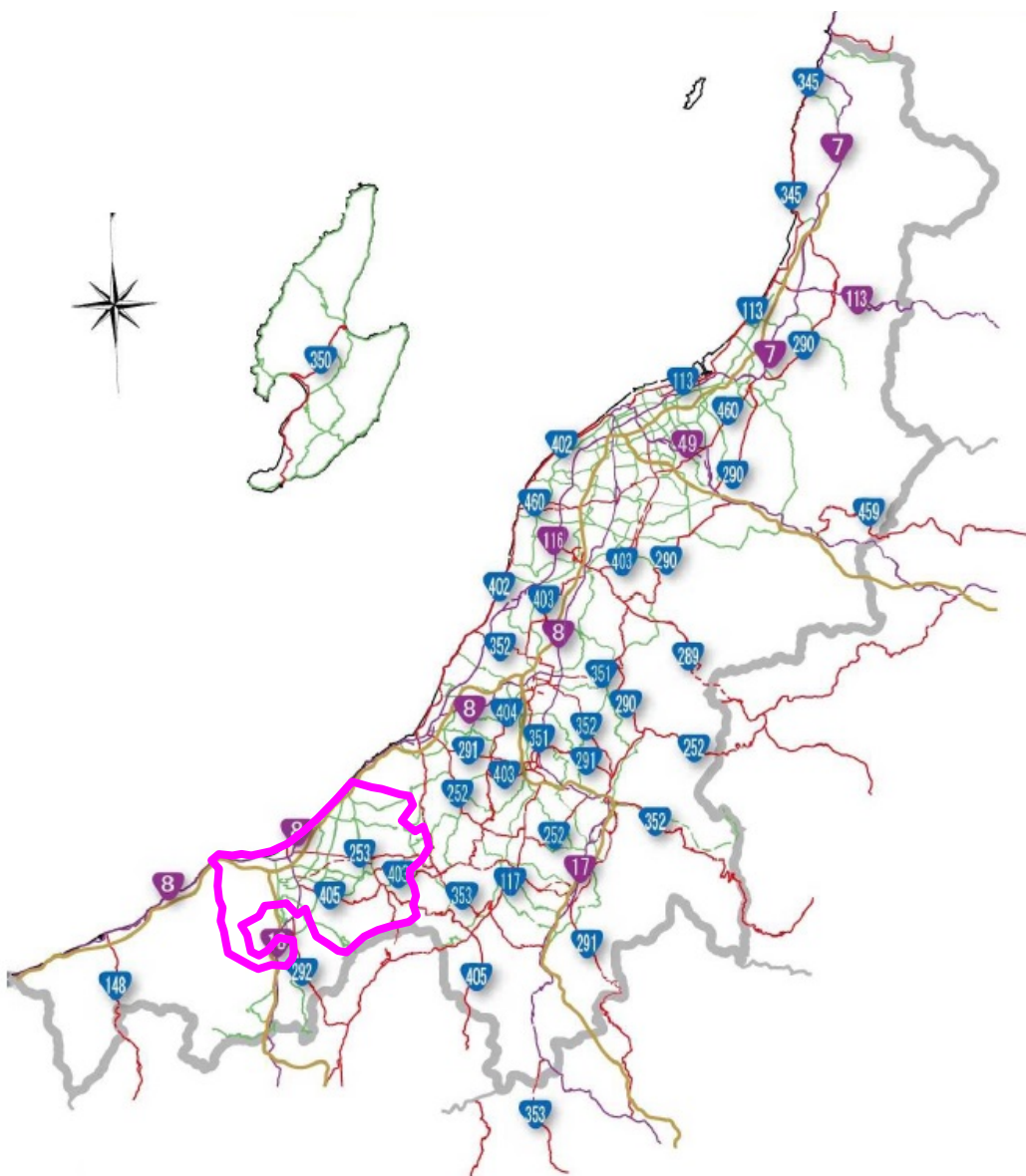
(5) 道路

本市における道路網の骨格は、高規格幹線道路と一般国道により形成されている。高規格幹線道路は新潟市を起点とし、本市の海岸平野部にほぼ平行して滋賀県米原市までつながる北陸自動車道と、群馬県藤岡市を起点とし、長野県を経て本市につながる上信越自動車道がある。

主な一般国道は、新潟市から本市の海岸平野部にそって京都府京都市までつながる一般国道8号、本市から妙高市を経て群馬県高崎市までつながる一般国道18号、本市と南魚沼市を結ぶ一般国道253号、新潟市から佐渡島を経由し、本市に至る一般国道350号のほか、一般国道403号、405号がある。

これらの高規格道路及び一般国道に県道及び市道が接続し、市内生活圏や県内各都市及び隣県中心都市と連結して人や物の交流、移動が行われている。

【緊急輸送道路図（全県）】



出所：新潟県国民保護計画

(6) 鉄道

本市では、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）、日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）、北越急行株式会社及びえちごトキめき鉄道株式会社の鉄道事業者が鉄道路線を保有し営業している。

東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）は、本市の直江津駅から新潟市の新潟駅までを結ぶ信越本線を、北越急行株式会社は本市大潟区にある犀潟駅と南魚沼市六日町にある六日町駅を結ぶ、全長 59.5 キロメートルの第三セクター鉄道「ほくほく線」を営業している。

また、えちごトキめき鉄道株式会社は本市の直江津駅から糸魚川市の市振駅までを結ぶ日本海ひすいラインと直江津駅から妙高市の妙高高原駅までを結ぶ妙高はねうまラインを営業している。

北陸新幹線は、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が東京駅から上越妙高駅までを、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）が上越妙高駅から金沢駅までをそれぞれ営業している。

【市内路線図】



出所：上越市

(7) 港湾

本市には、新潟県が管理する重要港湾の直江津港が所在し、新潟港と伏木富山港のほぼ中間に位置している。

佐渡島への定期航路のほか、韓国や中国との外航コンテナ貨物航路など国際貿易港としても大きな役割を担っている。

また、長野県をはじめ中部5県に電力供給を行う中部電力(株)上越発電所や、東京都をはじめ1都7県へ都市ガスを供給する国際石油開発帝石(株)の直江津LNG基地が稼働している。

【船舶乗降人員年次別表】

年次	乗込人員	上陸人員	計
平成6年	287,256	277,542	564,798
平成7年	289,295	291,189	580,484
平成8年	286,180	277,660	563,840
平成9年	237,745	227,118	464,863
平成10年	224,983	224,837	449,820
平成11年	207,000	199,705	406,705
平成12年	219,534	212,357	431,891
平成13年	217,584	215,452	433,036
平成14年	195,721	196,148	391,869
平成15年	171,798	173,690	345,488
平成16年	152,558	150,588	303,146
平成17年	151,201	146,202	297,403
平成18年	147,237	143,197	290,434
平成19年	119,643	119,255	238,898
平成20年	91,741	90,647	182,388
平成21年	88,395	84,798	173,193
平成22年	76,980	76,508	153,488
平成23年	74,466	70,677	145,143
平成24年	81,418	78,674	160,092
平成25年	71,390	68,190	139,580
平成26年	57,475	56,773	114,248
平成27年	84,219	77,156	161,375
平成28年	68,193	65,502	133,695
平成29年	56,406	54,950	111,356
平成30年	51,563	51,255	102,818

出所：直江津港統計年報

【入港船舶】

種 別	平成 30 年		平成 29 年		対前年比 (%)	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
外航商船	266	6,031,898	305	6,053,292	87.2	99.6
(外国船)	(254)	(4,918,427)	(293)	(4,821,401)	(86.7)	(102.0)
内航商船	338	788,971	339	798,974	99.7	98.7
(外国船)	(0)	(0)	(0)	(0)	-	-
内航自動車航送船	506	2,885,372	509	2,902,156	99.4	99.4
漁 船	0	0	0	0	-	-
避 難 船	0	0	1	7,320	-	-
そ の 他	200	69,618	254	90,092	78.7	77.3
(外国船)	(0)	(0)	(0)	(0)	-	-
合 計	1,310	9,775,859	1,408	9,851,843	93.0	99.2

出所：直江津港統計年報

(8) 自衛隊施設等

本市には、自衛隊施設として陸上自衛隊高田駐屯地が所在し、陸上自衛隊東部方面隊第1施設団第5施設群及び第12旅団第2普通科連隊等が駐屯している。

また、中郷区には高田駐屯地の部隊等の訓練施設である関山演習場が所在している。

【高田駐屯地の部隊】

部隊名	担当地区
第5施設群	警備・広報隊区は上越市
第2普通科連隊	警備・広報隊区は上越市を除く新潟県南部
高田駐屯地業務隊	
諸隊	

出所：上越市

(9) 石油コンビナート

本市には、直江津港周辺に石油貯蔵・取扱施設等が存在し、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。化学工場施設のほか、石油、高圧ガス、毒物及び劇物等の貯蔵施設がある。

【直江津地区石油コンビナート等特別防災区域現況図】



出所：平成 30 年度修正 新潟県石油コンビナート等防災計画

【特定事業所等別石油貯蔵・取扱量及び高圧ガス処理量等】

区分	事業所	石油 (kl)	高圧ガス (千m ³ /日)	石油以外の危険物		指定可燃物		高圧ガス 以外の可 燃性ガス (千N ³ /日)	毒物 (t)	劇物 (t)
				4類 (kl)	4類以外 (t)	固体類 (t)	液体類 (m ³)			
第1種事業所	①インスペックスロジスティクス 株式会社オイルターミナル直江津	94,747 (78,187)								
	②信越化学工業株式会社 直江津工場	5,286 (2,444)	4,438	2,244 (1,539)	1,635 (102)				1	43
	小計	100,033 (80,631)	4,438	2,244 (1,539)	1,635 (102)				1	43
第2種事業所	①新日鐵住金株式会社 直江津製造所	406 (90)	98		5 (5)				373	
	②昭和瀝青工業株式会社 上越油槽所	41 (31)		5,374 (4,974)		4,261 (4,161)				
	小計	447 (121)	98	5,374 (4,974)	5 (5)	4,261 (4,161)			373	
合計		100,480 (80,752)	4,536	7,618 (6,513)	1,640 (107)	4,261 (4,161)			374	43

※ () は貯蔵量であり内数。石油および石油以外の危険物は許可数量。高圧ガスは不活性ガスを除く。

出所：平成30年度修正 新潟県石油コンビナート等防災計画

(10) ダム施設

本市には、洪水調節、水力発電、上水道用水の補給等様々な目的のダムが存在する。主なダムとしては、一級河川関川水系正善寺川の上正善寺に総貯水容量460万m³の正善寺ダム、二級河川桑取川水系綱子川の後谷に総貯水容量8万6千m³の後谷ダム、二級河川柿崎川水系柿崎川の柿崎区松留・上中山に総貯水容量500万m³の柿崎川ダムなどが挙げられる。

(11) 水道供給

本市ガス水道局は、正善寺ダム、柿崎川ダム及び桑取川水系・名立川や各区の水道水源を利用し市内に給水を行っているほか、妙高市へも給水を行っている。

(12) ガス供給

本市ガス水道局は、上越市の産業を支える基盤としてクリーンで高効率な県内産天然ガスを合併前の上越市、柿崎区、大潟区、中郷区、頸城区の一部に供給している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、国の基本指針では、複数の類型が想定されている。

また、緊急対処事態についても、基本指針において、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、複数の類型が想定されている。

市国民保護計画では、以下のとおり基本指針及び県国民保護計画で想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。なお、実際には、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

外国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知することは困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況に応じて、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核、B：生物、C：化学）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を最小限にすることが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急処理事態の類型（一般的な事例）

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊などの事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破などの事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入などの事態例がこれにあたり、NBC（N：核、B：生物、C：化学）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロなどの事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることも想定される。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
防災危機管理部	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の運営に関する事・関係機関との連絡調整に関する事・市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という）に関する事・避難実施要領の策定に関する事・国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等に関する事・国民保護措置についての訓練に関する事・安否情報の収集体制の整備に関する事・市民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事・特殊標章等の交付等に関する事・国民保護に関する普及及び啓発に関する事・即応体制の確保に関する事・通信施設の管理に関する事・国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案に関する事
総務管理部	<ul style="list-style-type: none">・情報システム及びデータ通信網の機能確保に関する事
企画政策部	<ul style="list-style-type: none">・運輸、輸送事業者との連絡調整に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none">・市有財産の復旧に関する事（教育施設を除く）
自治・市民環境部	<ul style="list-style-type: none">・町内会との連絡調整に関する事・外国人に対する支援に関する事・ボランティア活動の支援に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること ・各地域自治区における国民保護に関すること【各区総合事務所】
福祉部 健康子育て部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の要配慮者（外国人を除く）の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・遺体の収容及び埋火葬に関すること ・市立病院（上越地域医療センター病院）の管理に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること
産業観光交流部	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者との連絡調整に関すること ・港湾事業者との連絡調整に関すること ・生活必需品の流通及び確保に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施設の管理に関すること ・農業用施設の管理に関すること ・食料の流通及び確保に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう、河川等の管理に関すること ・下水道施設の管理に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全教育に関すること ・教育施設の管理に関すること ・文化財の保護に関すること
ガス水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス水道施設の管理体制の整備に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制及び即応体制等の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。あわせて事態の推移に応じて速やかに対応できるよう、上越地域消防事務組合との連携を図りつつ、防災危機管理部の職員等による当直等の体制を確保するなど、速やかに市長及び関係職員に連絡が取れる体制の整備に努める。また、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制段階に応じた参集基準を定め、市長を常時補佐できる体制の整備に努める。

さらに、市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・職員連絡メール等による連絡手段を確保する。

次のとおり職員参集基準を定め、それぞれの体制ごとに職員が行うべき所掌事務を定める。

【市幹部職員及び国民保護担当職員】

名 称	職 名
市幹部職員	副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事、各部局長、危機管理監、総合事務所長
国民保護担当職員	市民安全課長、原子力防災対策室長、危機管理課長、各部局主管課長、総合事

	務所次長
--	------

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当部局体制	防災危機管理部職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、上越市危機管理対応指針に定める緊急事態レベルⅡに準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が木田庁舎又は各区総合事務所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(2) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応及び交代要員等の確保

市幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

また、市地域防災計画による体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保

なお、市対策本部における代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員】

名 称		代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本部長(市長)		副本部長(副市長※)	副本部長(副市長※)	副本部長(教育長)
副本部長(副市長)		防災危機管理部長	危機管理監	危機管理副監 (危機管理課長)
副本部長(教育長)				
副本部長(ガス水道事業管理者)				
副本部長(理事)				
副本部長(教育次長)				
本部員	各部局長	主管課長	主管課副課長	主管課以外の課長
	総合事務所長	総合事務所次長	総務・地域振興グループ長	総務・地域振興グループ以外のグループ長

※市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成22年上越市規則第32号)本則に規定する順序による副市長とする。

3 消防機関の体制

(1) 上越地域消防事務組合との連携体制

市は、上越地域消防事務組合と連携を図り、即応体制を整備する。

(2) 消防団との連携体制

市は、消防団が避難住民の誘導等の国民保護措置の実施に重要な役割を担うことにかんがみ、積極的に情報提供を行うなど、連携を図る。

また、市は、消防団が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図り、活性化に努めるものとする。

なお、市は国民保護措置についての訓練を実施する場合には、消防団に参加を要請し、平素から連携を図る。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当部局を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	内 容	担当部局
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資※の収用に関する事。 (法第81条第2項)	産業観光交 流部
	特定物資※の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	財務部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項・第2項)	該当部局
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項・第2項)	該当部局
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務管理部
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

※特定物資 (施行令第12条)	<p>救援の実施に必要な物質であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもののうち、次の1～6に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療用具その他衛生用品 2 飲料水 3 被服その他生活必需品 4 建設資材(法第89条第1項に規定する收容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。) 5 燃料 6 前各号に掲げるもののほか、法第75条第1項第5号から第8号までに掲げる救援の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めるもの
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 表中「法」は国民保護法を指し、「施行令」は国民保護法施行令を指す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者及び内容等を記した書類等）を市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書が逸失等しないよう、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、以下のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、関係機関との連携体制を整備する。この際、市地域防災計画による連携体制の活用を図る。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、市が管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 県内各市町村等との連携

(1) 県内各市町村との連携

市は、県内各市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における市町村相互間の連携を図る。

(2) 他消防機関との連携

市は、県内他の消防機関へ応援要請する場合は、上越地域消防事務組合を通じて要請を行い、県内の消防力のみでは十分な対応が取れないと判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、県知事へ要請するため、平素から上越地域消防事務組合及び県と応援要請について連携を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、市内の指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう上越地域消防事務組合とともに、県立中央病院（災害拠点病院、救命救急センター）、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと県内市域内外の医療機関との広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、災害時における応援等の協定の見直しを行うなど、市地域防災計画に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内の事業所に防災対策への取組み実施の要請を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

※ 災害時における応援等の協定の一覧は、資料編に記載。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 町内会及び自主防災組織に対する支援

市は、町内会及び自主防災組織のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災活動の活性化を推進し、その充実を図るとともに、町内会及び自主防災組織の相互間、消防団及び市との間の連携が図られるよう配慮する。

また、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための資機（器）材の整備について支援する。

(2) 町内会及び自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、ボランティアへの食事の提供、睡眠スペースの確保、また、資金の管理等の支援を行う。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害により障害が発生した場合に備え、情報伝達の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における通信体制を活用した情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備、拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・即応可能な連絡体制を構築するとともに、平素から情報の収集、連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害により障害が発生した場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳（通信が混雑すること。）時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 |
| <ul style="list-style-type: none">・市民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者等の要配慮者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、以下のとおり情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に際しての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前の説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者等の要配慮者に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割について留意する。

(2) 防災行政無線の維持管理・運用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の適切な維持管理及び運用に努める。

(3) 上越海上保安署、県警察及び上越地域消防事務組合との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅

速に行われるよう、上越海上保安署、県警察及び上越地域消防事務組合との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市内の幼稚園、保育園、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、各種の取組みの推進を図る。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の方法

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する第1号又は第2号様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県へ報告する。

なお、収集・報告すべき情報は次のとおりである。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当

- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

(上記①～⑦、⑪、⑭に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

- (注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分
 市町村名：新潟県上越市 担当者名：

① 氏名	② フリ ガナ	③ 出生の 年月日	④ 男女 の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個 人を識別 するための 情報	⑧ 負傷 (疾病) の 該当	⑨ 負傷又 は疾病 の状況	⑩ 現在の 居所	⑪ 連絡先そ の他必要 情報	⑫ 親族、 同居者 への回 答の希 望	⑬ 知人へ の回答 の希望	⑭ 親族、同 居者知人 以外の者 への回答 又は公表 の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
						令和 年 月 日 時 分	
						新潟県上越市	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 令和 年 月 日							
(2) 発生場所 上越市 町・区 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、武力攻撃事態等における職員の国民保護措置実施能力を高めるため必要な知識の習得や訓練のあり方について、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護を担当する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等の活用など多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング（パソコンやインターネットなどを利用した教育）等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト：内閣官房が開設した国民保護に関するホームページ】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国民保護の知見を有する国・県の職員、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練の実施に努めるとともに武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、上越海上保安署、自衛隊等と

の連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、町内会及び自主防災組織の協力を求め、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、幼稚園、保育園、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難住民の誘導及び救援の補助等を実施することから、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網の一覧及び避難施設の一覧等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 市内の道路網の一覧
- 輸送力の一覧
- 避難施設の一覧
- 備蓄物資、調達可能物資の一覧
- 生活関連等施設等の一覧
- 関係機関の連絡先一覧、協定
- 町内会及び自主防災組織の連絡先等一覧
- 消防署、消防団の連絡先一覧
- 市内の人口分布（男女別） など

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うことなど緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等の要配慮者への配慮

市は、避難することが困難又は時間を要する高齢者、障害者等の要配慮者の避難誘導に当たっては、自然災害時の対応に準じた避難対策を講じるなど、特に配慮する。

その際、福祉・医療班を中心とした市対策本部体制下において、迅速に対応できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業などの協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校又は事業所単位により集団で避難することを踏まえ、学校又は事業所が行う避難訓練等の状況を確認し、個々の避難の在り方を検討するなど、連携を図る。

2 避難実施要領のパターンの作成

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、上越海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(2) 避難実施要領のパターン作成上の留意点

市は、前記の避難実施要領のパターン作成に当たっては、積雪期における避難方法並びに高齢者、障害者等の要配慮者及び児童生徒等の特に配慮を要する者の避難方法について留意する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援活動の内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整を図る。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

1 輸送力に関する情報
(1) 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
(2) 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
2 輸送施設に関する情報
(1) 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
(2) 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
(3) 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
(4) ヘリポート (場所、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市内に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際して、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、市は県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して市民等に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市が管理する生活関連等施設については、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池

	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）
	8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）
	9号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設、公共交通機関等（生活関連施設を除く。）について、武力攻撃事態等の際は必要に応じ、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、県警察及び上越海上保安署との連携を図る。

7 医療救護体制の整備

市は、医療救護体制の整備に当たり、県と協議のうえ、初期救急医療活動を行う救護所の指定、救護所のスタッフ編成、救護所予定施設の点検等に努める。

(1) 救護所の設置準備

ア 救護所における活動

市は、県及び医療機関等と連携し、救護所において初期救急医療としてトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を実施する。

イ 救護所設置予定施設の指定

市は、県が避難施設に指定した学校等の中から保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平素から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うもの

とする。

また、積雪期における屋根雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

エ 救護所等の医療資機（器）材の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資機（器）材の確保に努めるものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災対策を目的として備えた物資（薬品含む。）や資材と共通性が高いことから、原則として可能な範囲で国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを兼ねて行うとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材を備蓄し、必要な調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機（器）材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、市は、国及び県の整備の状況等を踏まえ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備又は点検等

(1) 施設及び設備の整備又は点検

市は、避難、救援等の国民保護措置の実施も念頭に置きながら、市が管理する施設及び設備について整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市の管理する上下水道、ガス施設等のライフライン施設について、自然災

害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用・整備し、その適切な保存とバックアップ体制の整備に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限とするためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携を図り、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等の実施に努める。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発に努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発とも連携し、消防団や自主防災組織等が行う会議、訓練等を通じて、住民への啓発を要請する。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、文部科学省及び県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等の教育を行うよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃事態等の兆候を発見した場合及び不審物等が発見した場合の市長等に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は日本赤十字社、県、上越地域消防事務組合などと協力し、傷病者の応急手当について普及に努める。

第5章 豪雪地域の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、市民等の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、市は、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

1 除排雪体制・施設整備等の推進

市は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、一般国道、県道、高速自動車道の各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

また、国、県と連携し、雪崩等による交通遮断を防止するため、雪崩予防柵等の道路防雪施設の整備に努める。

2 緊急活動体制の整備

市は、国、県の道路管理者等と相互に協議のうえ、初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網の図を策定するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機（器）材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強いまちづくりを進める必要がある。

このため、市は、「冬期道路交通確保除雪計画書」に基づき国、県、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生又は建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

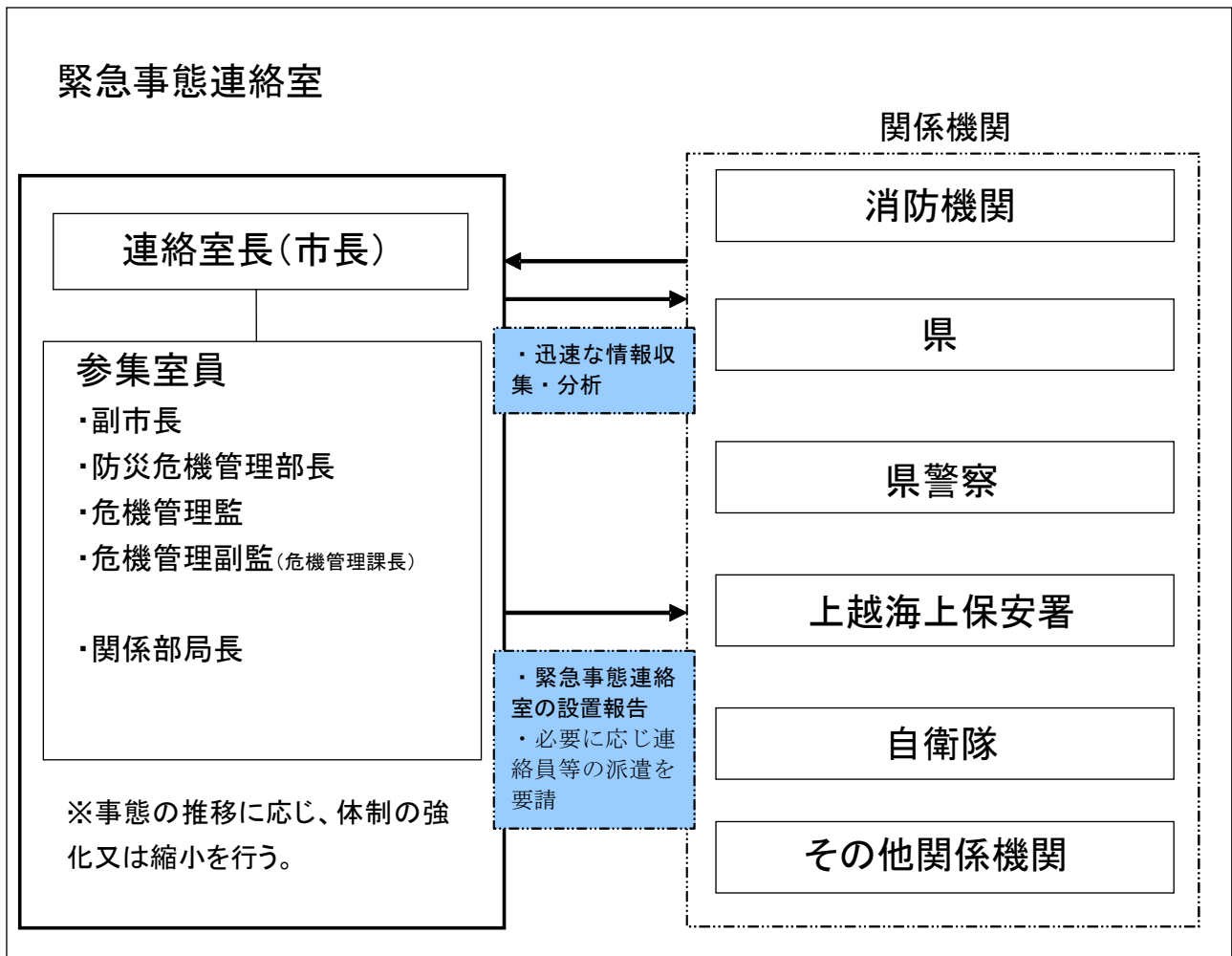
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

ア 市長は、市内において多数の人を殺傷する行為等の事案が発生した情報を覚知した場合は、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置するとともに、設置した旨を県に報告する。

緊急事態連絡室の体制は、上越市危機管理対応指針に定める緊急事態レベルⅡに準じるものとし、市対策本部員のうち事案発生時の対処に不可欠な最低限の人員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成等】



イ 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等に対して迅速に情報提供を行う。

この場合、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく災害対策本部を設置し、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は国、県等から入手した情報を消防機関へ提供するとともに、緊密な連携を図る。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。

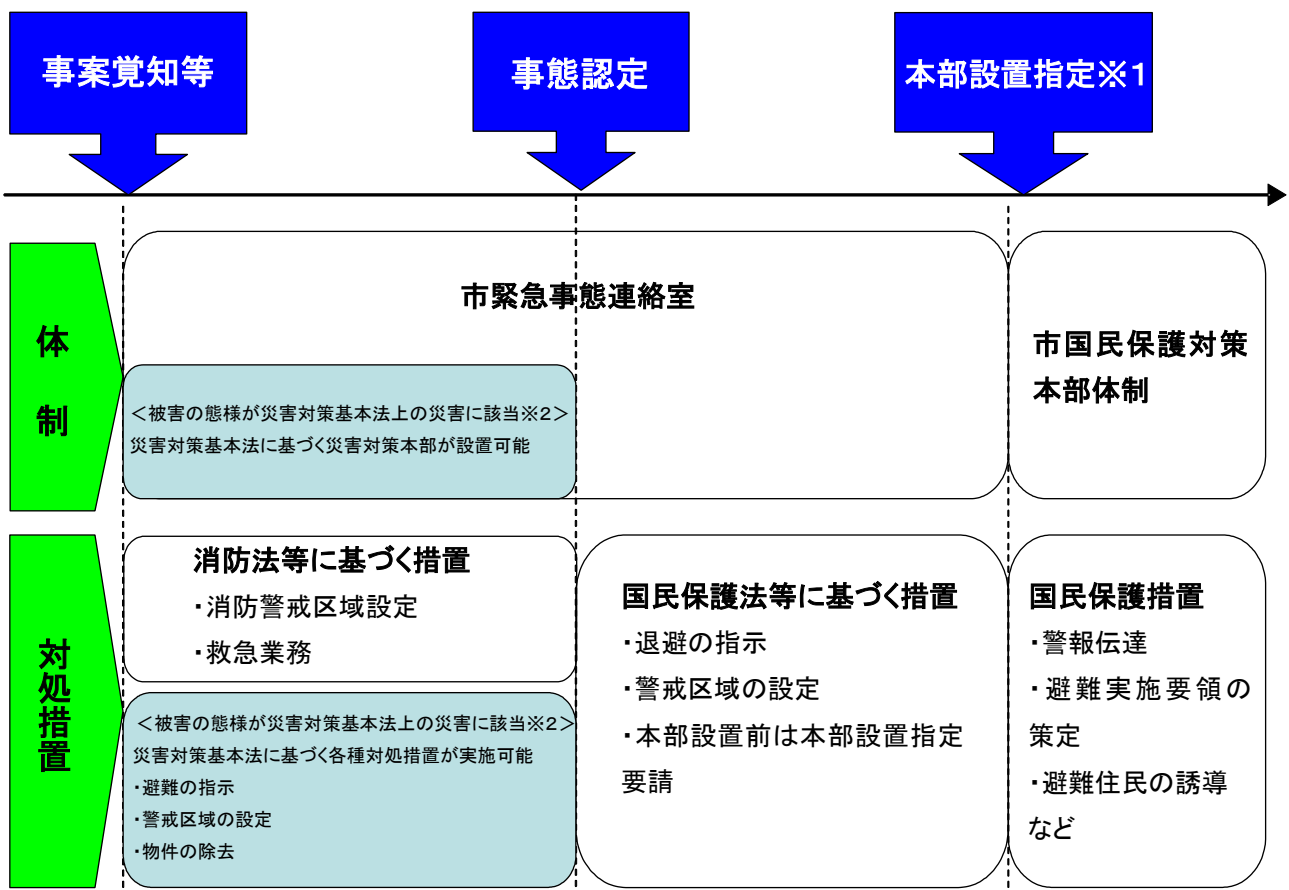
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等という。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置又は、担当部局体制を立ち上げ、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置し的確な運営を行うため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述）。）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員連絡メール等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機（器）材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により指定を変更することを妨げるものではない。

	第1順位	第2順位
予備施設	北出張所又は南出張所	いずれかの区総合事務所

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び業務分掌

市対策本部の組織構成及び業務分掌は、次のとおりとする。

【市対策本部の組織】

職	担当職	部担当	法*の規定
本部長	市長		第 28 条第 1 項
副本部長	副市長		第 28 条第 4 項第 1 号
	教育長		第 28 条第 4 項第 2 号
	ガス水道事業管理者		第 28 条第 4 項第 4 号
	理事		〃
	教育次長		〃
本部員	上越地域消防局消防局長		第 28 条第 4 項第 3 号
	上越市消防団長		第 28 条第 4 項第 4 号
	防災危機管理部長	統括調整部 部長	〃
	危機管理監	統括調整部 副部長	〃
	総務管理部長	統括調整部 副部長	〃
	企画政策部長	統括調整部 副部長	〃
	財務部長	被害調査部 部長	〃
	自治・市民環境部長	救護救援部 副部長 応急対策部 副部長	〃
	健康子育て部長	救護救援部 部長	〃
	福祉部長	救護救援部 副部長	〃
	産業観光交流部長	救護救援部 副部長 応急対策部 副部長	〃
	農林水産部長	応急対策部 副部長	〃
	都市整備部長	応急対策部 部長 被害調査部 副部長	〃
	会計管理者	統括調整部 副部長	〃
	教育部長	応急対策部 副部長	〃
	ガス水道局長	応急対策部 副部長	〃
	議会事務局長		〃

	選挙管理委員会事務局長		〃
	監査委員事務局長		〃
	農業委員会事務局長		〃
	総合事務所長	区災害対策本部 本部長	〃

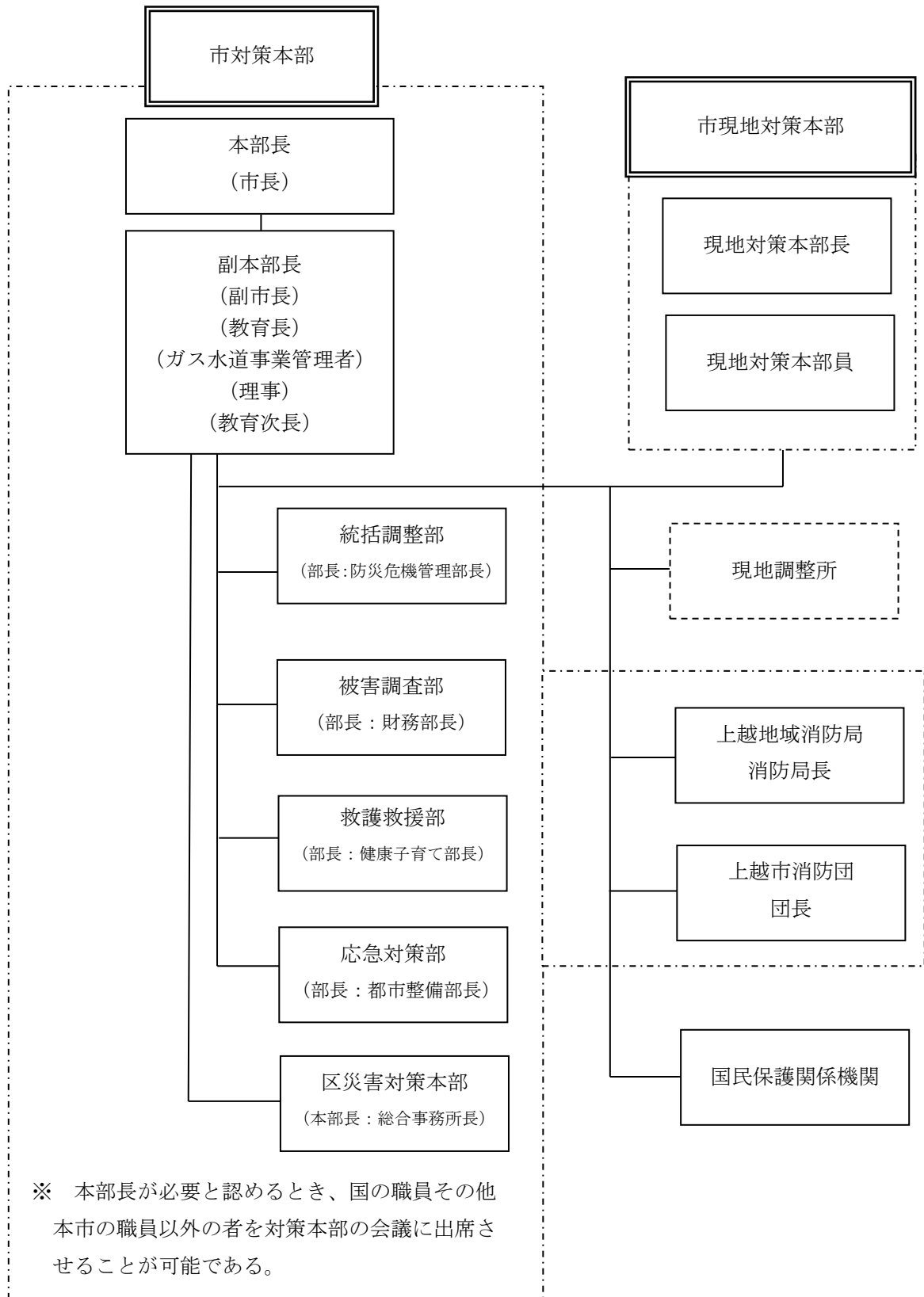
※国民保護法

【市現地対策本部の組織】

職	担当職	条例※の規定
現地対策本部長	市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうち	第5条第2項
現地対策本部員	ちから市対策本部長が指名する者	

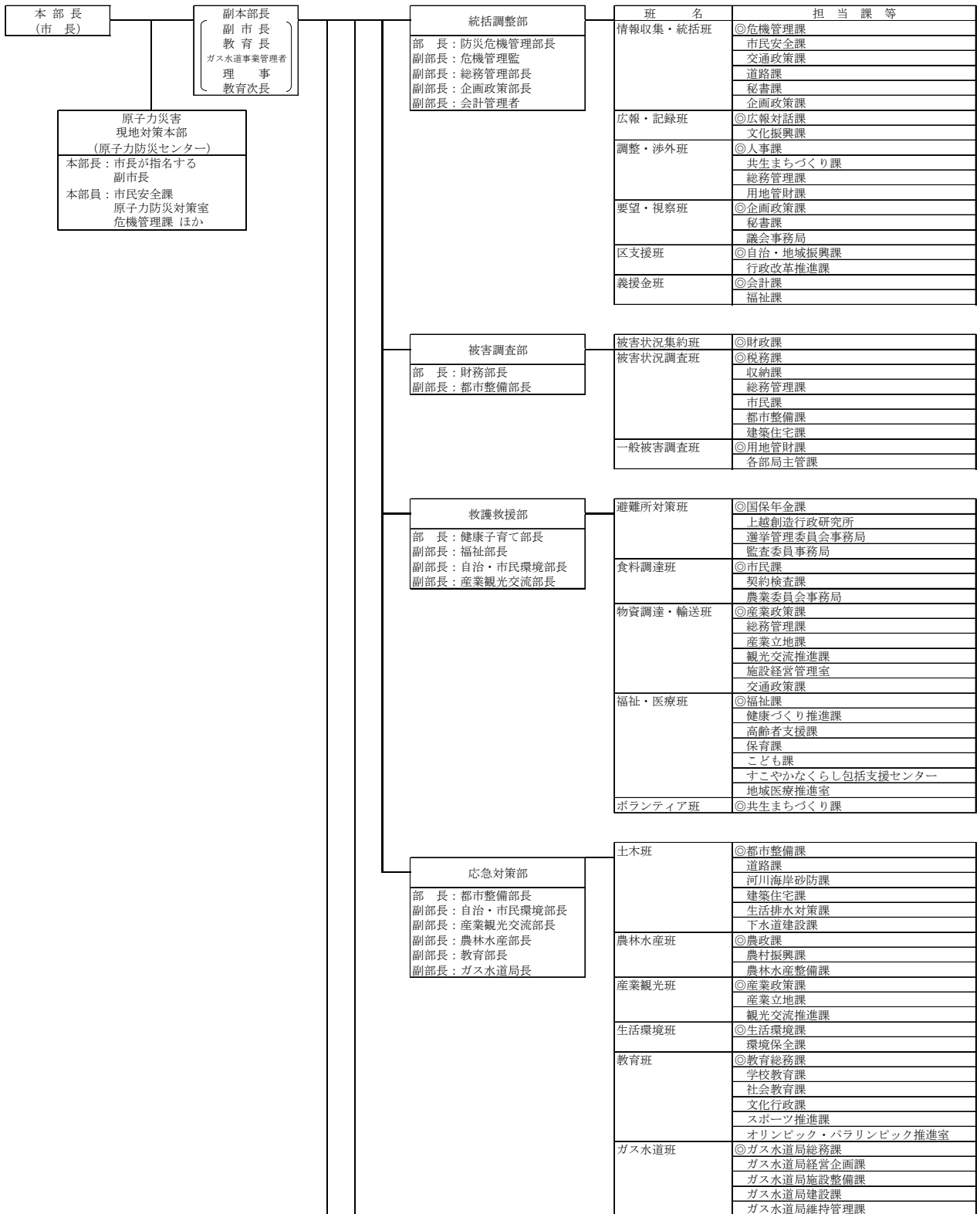
※上越市国民保護対策本部及び上越市緊急対処事態対策本部条例

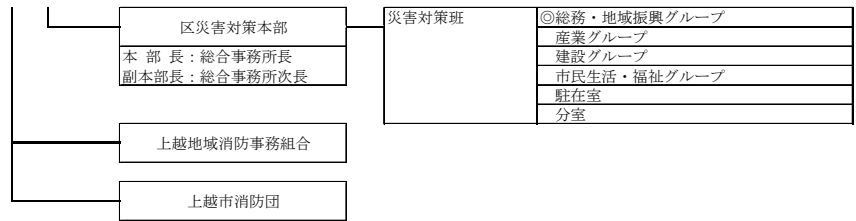
【市対策本部等の組織図 No.1】



※ 市対策本部の会議における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部組織図 No.2】





備考
各班の班長は、◎印の付いた課又はグループの長をもって充てる。

【市対策本部業務分掌】

部等	班	担当課等	業務分掌	主担当課等
統括調整部	情報収集・統括班	危機管理課 市民安全課 交通政策課 道路課 秘書課 企画政策課	1 本部の設置及び廃止に関する事	危機管理課
			2 本部会議に関する事	危機管理課 市民安全課
			3 避難実施要領の策定に関する事	危機管理課
			4 安否情報の収集に関する事	危機管理課
			5 本部の庶務に関する事	危機管理課
			6 市民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事	危機管理課
			7 特殊標章等の交付に関する事。(特殊標章等は第11章参照)	危機管理課
			8 指令その他本部長命令の伝達に関する事	危機管理課
			9 市が行う国民保護措置の総合調整に関する事	危機管理課
			10 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関する事。 (1) 被災情報 (2) 避難や救援の状況 (3) 武力攻撃事態等への対応状況 (4) 安否情報	危機管理課 市民安全課
			11 被害情報の集約に関する事	危機管理課 市民安全課
			12 本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事	危機管理課 市民安全課
			13 無線通信の統括に関する事	危機管理課
			14 消防団の活動に関する事	危機管理課
			15 交通規制に関する事	市民安全課 交通政策課 道路課
			16 緊急輸送路の選定に関する事	市民安全課 交通政策課 道路課
			17 本部長及び副本部長の視察、慰問、激励等に関する事	秘書課 企画政策課
			18 県への連絡及び被害報告に関する事	危機管理課
			19 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請及び連絡調整に関する事	危機管理課
			20 武力攻撃原子力災害における現地本部に関する事	市民安全課 危機管理課
			21 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関する事	市民安全課
			22 治安の確保に関する事	市民安全課
			23 その他部内各班の所管に属さない事	危機管理課

広報・記録班	広報対話課 文化振興課	1 武力攻撃事態等に係る広報及び広聴に関すること。	広報対話課	
		2 報道要請その他報道機関との連絡調整に関すること。	広報対話課	
		3 その他民心安定のため武力攻撃災害の関連広報に関すること。	広報対話課	
		4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。	広報対話課	
		5 記録の作成に関すること。	広報対話課 文化振興課	
調整・渉外班	人事課 共生まちづくり課 総務管理課 用地管財課	1 町内会等との連絡調整に関すること。	共生まちづくり課	
		2 県及び他市町村に対する応援要請及び受入れ調整に関すること。	人事課	
		3 本部内における相互応援及び他団体からの応援職員の派遣調整に関すること。	人事課	
		4 職員の被災状況の把握に関すること。	人事課	
		5 職員の健康管理に関すること。	人事課	
		6 職員の被ばく管理に関すること。	人事課	
		7 情報システムの被害調査及び復旧に関すること。	総務管理課	
		8 武力攻撃事態等における情報システムの管理運用に関すること。	総務管理課	
		9 庁舎等の武力攻撃災害対策及び応急措置に関すること。	用地管財課	
要望・視察班	企画政策課 秘書課 議会事務局	1 主要見舞者の応接に関すること。	秘書課 企画政策課	
		2 国、県等への要望に関すること。	企画政策課 議会事務局	
		3 国及び県の機関、国会議員等の視察に関すること。	企画政策課 秘書課 議会事務局	
		4 本部長及び副本部長の秘書及び特命業務に関すること。	秘書課 企画政策課	
区支援班	自治・地域振興課 行政改革推進課	1 区本部の支援に関すること。	自治・地域振興課 行政改革推進課	
		2 区本部との連絡調整に関すること。	自治・地域振興課 行政改革推進課	
義援金班	会計課 福祉課	1 義援金の受付及び保管に関すること。	会計課	
		2 義援金の配分に関すること。	福祉課	
被害調査部	被害状況集約班	財政課	1 損害額の集計に関すること。	財政課 検査課
			2 武力攻撃事態等における予算及び資金の管理に関すること。	財政課
		3 国その他関係機関に対する説明資料の作成に関すること。	財政課	
		4 その他部内各班の所管に属さないこと。	財政課	
被害状況調査班	税務課 収納課 総務管理課 市民課 都市整備課 建築住宅課	1 被災世帯の調査に関すること。	税務課 収納課	
		2 罹災者名簿の作成及び罹災証明(農林水産業に従事する者に対するものを除く。)に関すること。	税務課	
		3 被災建築物応急危険度判定に関すること。	建築住宅課	
		4 被災宅地危険度判定に関すること。	都市整備課	
		5 被災者台帳の作成に関すること。	市民課 税務課 総務管理課	
		6 市税等の減免、納期限延長及び徴収猶予に関すること。	税務課 収納課	

一般被害調査班	用地管財課 各部局主管課	1 市有財産、各部局所管施設及び設備等の被害調査の取りまとめに関する事	用地管財課 総務管理課 企画政策課 財政課 市民安全課 自治・地域振興課 福祉課 産業振興課 農政課 都市整備課 教育総務課 ガス水道局総務課	
		2 公共用地及び公共施設の確保及び運用に関する事	用地管財課	
		3 土地、建物等の一時使用に関する事	用地管財課	
		4 救援用の資機材並びに物資及び義援物資の保管場所の確保、調整及び提供に関する事	用地管財課	
		5 救援用の資機材並びに物資の保管等に関する事	用地管財課	
救護救援部	避難所対策班	国保年金課 上越市創造行政研究所 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 都市整備課	1 合併前上越市の区域における避難所の開設、運営及び閉鎖に関する事	国保年金課 上越市創造行政研究所 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
			2 避難所開設状況の集約に関する事	国保年金課
			3 避難所における安否情報の収集に関する事	国保年金課
			4 合併前上越市の区域の避難所における相談所の開設、運営及び閉鎖に関する事	国保年金課
			5 広域避難等に関する事	国保年金課 都市整備課
			6 その他部内各班の所管に属さない事	国保年金課
食料調達班	市民課 契約検査課 農業委員会事務局	1 避難所への備蓄食料及び飲料水の配布に	市民課	
		2 緊急炊き出しに関する事	市民課 農業委員会事務局	
		3 食料及び飲料水の調達に関する事	市民課 契約検査課	
		4 救援用の資機材並びに物資の調達に関する事	市民課 契約検査課	
物資調達・輸送班	産業政策課 総務管理課 産業立地課 観光交流推進課 施設経営管理室 交通政策課	1 義援物資の受入れ及び配布に関する事	産業政策課 産業立地課 観光交流推進課 施設経営管理室	
		2 生活必需品の調達及び配布に関する事	産業政策課 産業立地課	
		3 人員、物資等の輸送に関する事	総務管理課	
		4 人員、物資等の輸送のための車両確保に関する事	総務管理課 交通政策課	
福祉・医療班	福祉課 健康づくり推進課 高齢者支援課 保育課 こども課 すこやかなくらし包括支援センター 地域医療推進室	1 救護所の設置に関する事	健康づくり推進課 すこやかなくらし包括支援センター	
		2 救護班の編成及び傷病人の応急救護に関する事	健康づくり推進課 すこやかなくらし包括支援センター	
		3 医療用資機材、医薬品及び衛生材料の確保に関する事	健康づくり推進課 すこやかなくらし包括支援センター 地域医療推進室	

		4 感染症の予防及び防疫指導に関すること。	健康づくり推進課 すこやかなくらし包括支援センター
		5 福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	福祉課 高齢者支援課
		6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。	福祉課 高齢者支援課
		7 合併前上越市の区域に存する社会福祉施設の災害対策及び応急措置に関すること。	福祉課 高齢者支援課
		8 合併前上越市の区域に存する社会福祉施設の被害調査及び報告に関すること。	福祉課 高齢者支援課
		9 社会福祉施設利用者の避難に関すること。	福祉課 高齢者支援課
		10 被災者に対する福祉相談に関すること。	福祉課 高齢者支援課 すこやかなくらし包括支援センター
		11 要援護世帯への被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関すること。	福祉課 高齢者支援課
		12 社会福祉団体との連絡調整及び社会福祉団体への協力要請に関すること。	福祉課 高齢者支援課
		13 合併前上越市の区域に存する医療施設の災害対策及び応急措置に関すること。	健康づくり推進課 すこやかなくらし包括支援センター
		14 合併前上越市の区域に存する医療施設の被害調査及び報告に関すること。	健康づくり推進課 すこやかなくらし包括支援センター
		15 医療機関及び医療関係団体との連絡調整並びに医療機関及び医療関係団体への協力要請に関すること。	健康づくり推進課 すこやかなくらし包括支援センター
		16 武力攻撃事態等における助産に関すること。	健康づくり推進課
		17 被災者に対するこころのケアの実施に関すること。	健康づくり推進課 すこやかなくらし包括支援センター
		18 武力攻撃事態等における遺体の収容及び埋火葬に関すること。	福祉課 健康づくり推進課
		19 愛玩動物の保護及び処理に関すること。	健康づくり推進課
		20 武力攻撃事態等関連死の認定に関すること。	健康づくり推進課
		21 緊急被ばく医療の協力に関すること。	健康づくり推進課
		22 安定ヨウ素剤の配付・服用に関すること。	健康づくり推進課
		23 合併前上越市の区域に存する保育園等の被害調査及び報告に関すること。	保育課 こども課
		24 保育園児等の安全確保に関すること。	保育課 こども課
		25 保育園児等の被災状況の調査及び報告に関すること。	保育課 こども課
ボランティア班	共生まちづくり課	1 武力攻撃事態等におけるボランティア活動の支援に関すること。	共生まちづくり課
		2 通訳の派遣その他被災外国人に対する支援に関すること。	共生まちづくり課

応急対策部	土木班	都市整備課 道路課 河川海岸砂防課 建築住宅課 生活排水対策課 下水道建設課	1 合併前上越市の区域に存する土木施設の武力攻撃災害対策及び応急措置に関する事	道路課 河川海岸砂防課
			2 合併前上越市の区域に存する土木施設の被害調査及び報告に関する事	道路課 河川海岸砂防課
			3 土石及び竹木の除去に関する事	道路課
			4 流木等の応急対策(漁港を除く。)に関する事	河川海岸砂防課
			5 合併前上越市の区域に存する都市計画施設の武力攻撃災害対策及び応急措置に関する事	都市整備課
			6 合併前上越市の区域に存する都市計画施設の被害調査及び報告に関する事	都市整備課
			7 合併前上越市の区域に存する公営住宅の武力攻撃災害対策及び応急措置に関する事	建築住宅課
			8 合併前上越市の区域に存する公営住宅の被害調査及び報告に関する事	建築住宅課
			9 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事	建築住宅課
			10 被災住宅の復旧に係る相談及び資金に関する事	建築住宅課
			11 合併前上越市の区域に存する下水道施設及び農業集落排水施設等の武力攻撃災害対策及び応急措置に関する事	生活排水対策課 下水道建設課
			12 合併前上越市の区域に存する下水道施設及び農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関する事	生活排水対策課 下水道建設課
			13 その他部内各班の所管に属さない事	都市整備課
農林水産班	農政課 農村振興課 農林水産整備課	1 農地その他農業用施設の武力攻撃災害対策及び応急措置に関する事	農林水産整備課	
		2 農林水産物の被害調査及び報告に関する事	農政課 農林水産整備課	
		3 農林水産業に従事する者に対する罹災証明に関する事	農政課 農林水産整備課	
		4 被災農林水産者に対する融資に関する事	農村振興課	
		5 武力攻撃事態等における家畜伝染病の防疫に関する事	農政課	
		6 漁港における流木等の応急措置に関する事	農林水産整備課	
		7 農林水産物の摂取、出荷制限に関する事	農政課 農林水産整備課	
産業観光班	産業政策課 産業立地課 観光交流推進課	1 商工業者、観光客等の被害調査及び報告に関する事	産業政策課 産業立地課 観光交流推進課	
		2 被災者に対する入浴支援に関する事	観光交流推進課	
		3 武力攻撃事態等における雇用確保に関する事	産業政策課 産業立地課	
		4 被災商工業者に対する相談及び融資に関する事	産業政策課	
		5 合併前上越市の区域に存する観光施設の武力攻撃災害対策及び応急措置に関する事	観光交流推進課	
		6 合併前上越市の区域に存する観光施設の被害調査及び報告に関する事	観光交流推進課	
		7 風評被害等への対応に関する事	産業政策課	

生活環境班	生活環境課	1 武力攻撃事態等における清掃並びにじん	生活環境課
		2 仮設トイレの設置及び管理に関するこ	生活環境課
		と。	環境保全課
		3 武力攻撃事態等における企業の公害発生	環境保全課
		の防止に関すること。	環境保全課
		4 清掃施設の武力攻撃災害対策及び応急措	生活環境課
		置に関すること。	生活環境課
		5 清掃施設の被害調査及び報告に関するこ	生活環境課
		と。	生活環境課
6 死亡獣畜等の焼却処理に関すること。	生活環境課		
	環境保全課		
7 武力攻撃原子力災害における放射性物資	環境保全課		
の汚染状況調査に関すること。	環境保全課		
8 武力攻撃原子力災害における県の緊急時	環境保全課		
モニタリング活動に対する協力に関するこ	環境保全課		
9 武力攻撃原子力災害における汚染物資の	生活環境課		
除去及び除染に関すること。	環境保全課		
教育班	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化行政課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリ ンピック推進室	1 幼稚園児、児童及び生徒の安全確保に関	学校教育課
		するこ	教育総務課
		2 幼稚園児、児童及び生徒の被災状況の調	学校教育課
		査及び報告に関するこ	教育総務課
		3 武力攻撃事態等における教育施設の使用	教育総務課
		に関するこ	教育総務課
		4 合併前上越市の区域に存する教育施設及	教育総務課
		び文化財の武力攻撃災害対策及び応急措置	社会教育課
		に関するこ	文化行政課
			スポーツ推進課
	オリンピック・パラリ ンピック推進室		
5 合併前上越市の区域に存する教育施設及	教育総務課		
び文化財の被害調査及び報告に関するこ	社会教育課		
と。	文化行政課		
	スポーツ推進課		
	オリンピック・パラリ ンピック推進室		
6 武力攻撃事態等における教職員の動員に	学校教育課		
関するこ	学校教育課		
7 武力攻撃事態等における園児、児童及び	学校教育課		
生徒に対するこころのケアの実施に関する	学校教育課		
8 武力攻撃事態等における教育に関するこ	学校教育課		
と。	学校教育課		
9 武力攻撃事態等における学校給食に関す	教育総務課		
ること。	教育総務課		
10 武力攻撃事態等における学用品の給付に	学校教育課		
関するこ	学校教育課		
ガス水道班	ガス水道局総務課 ガス水道局経営企画課 ガス水道局施設整備課 ガス水道局建設課 ガス水道局維持管理課	1 ガス水道施設の武力攻撃災害対策及び応	ガス水道局総務課
		急措置に関するこ	ガス水道局経営企画課
			ガス水道局施設整備課
			ガス水道局建設課
			ガス水道局維持管理課
		2 ガス水道施設の被害調査及び報告に関す	ガス水道局総務課
ること。	ガス水道局経営企画課		
	ガス水道局施設整備課		
	ガス水道局建設課		
	ガス水道局維持管理課		
3 ガス源の確保及びガスの供給に関するこ	ガス水道局建設課		
と。	ガス水道局施設整備課		
	ガス水道局維持管理課		

			4 水道水の確保及び給水に関すること。	ガス水道局建設課 ガス水道局施設整備課 ガス水道局維持管理課
			5 武力攻撃原子力災害における水道水の汚染状況調査、給水停止、摂取制限に関すること。	ガス水道局建設課 ガス水道局施設整備課 ガス水道局維持管理課 ガス水道局総務課 ガス水道局経営企画課
区 災 害 対 策 本 部	災害対策班	総務・地域振興グループ 産業グループ 建設グループ 市民生活・福祉グループ 駐在室 分室	1 区本部の設置及び廃止に関すること。	総合事務所全体で対応
			2 所管区域における武力攻撃事態等に関する情報の収集及び伝達に関すること。	
			3 所管区域における市民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。	
			4 所管区域における無線その他の通信の確保に関すること。	
			5 所管区域における避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	
			6 所管区域に存する施設(ガス水道施設を除く。)の武力攻撃災害対策及び応急措置に関すること。	
			7 所管区域に存する施設(ガス水道施設を除く。)の被害調査及び報告に関すること。	
			8 その他所管区域における武力攻撃事態等における対応に関すること。	
上越市消防団			1 住民の避難誘導に関すること。	上越市消防団
			2 団長の指示する武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む)。	

備考 この表に定める業務分掌により難しい場合は、本部長がその都度業務分掌を定める。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を設置する。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市対策本部長たる市長自ら記者会見を行う。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

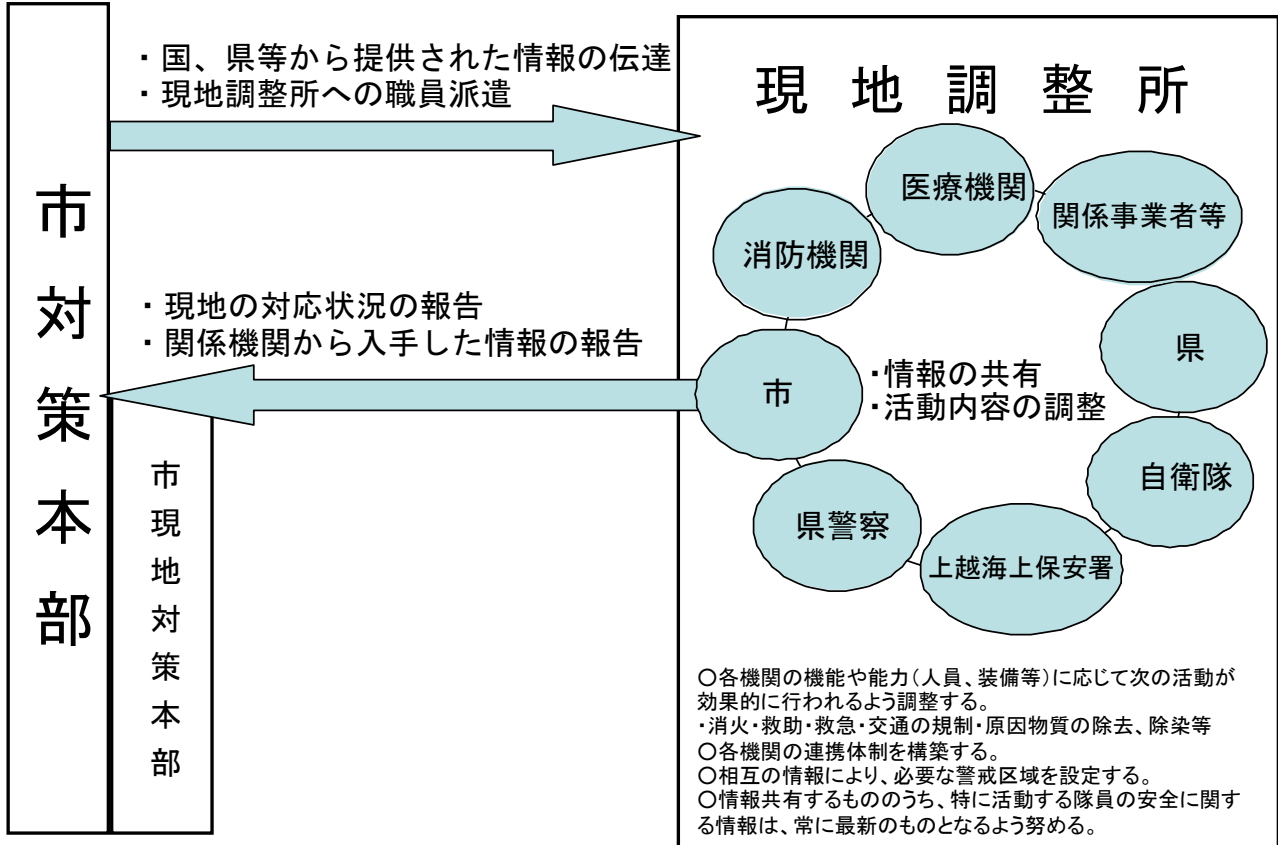
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市対策本部長たる市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における現地関係機関

(県、消防機関、県警察、上越海上保安署、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の役割等】

- 1 市は、必要に応じて、現場に到着した各関係機関がその権限の範囲内において、情報共有、活動調整及び現場における連携した対応を可能とするため、現地調整所を設置する。
- 2 現地調整所は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策副本部長が指名する者を責任者とし、本部事務局職員その他により開設する。
- 3 現地調整所は、武力攻撃災害の発生現場において、現場の活動の便宜のため、現場活動の最も適した場所にテント等を用いて設置する。
- 4 現地調整所は、現場に派遣された各機関代表者が定時又は随時に会合を開き、連携の強化を図る。
- 5 市は、現地調整所における最新の情報を各現場で活動する職員に情報提供し、その活動上の安全の確保に生かす。
- 6 市は、他の対処に当たる関係機関が既に現地調整所を設置している場合には、職員を積極的に派遣する。

(7) 市対策副本部長の権限

市対策副本部長は、市内における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して必要に応じ所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関し、必要に応じ総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、本市に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うために必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料提出の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、本市に係る国民保護措置の実施の状況についての報告及び関係する資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、本市に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、求めの趣旨を明らかにする。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳（通信が混雑すること。）により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。さらに、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定公共機関等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に

照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて本市を担当区域とする地方協力本部長又は市国民保護協議会の委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。

(2) 派遣部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、他の市町村長等に対して応援を求める。

この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対して応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、上記(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、上記(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 応援を行う市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を行う。
 - ウ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 町内会及び自主防災組織に対する支援
市は、町内会及び自主防災組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、町内会及び自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に

確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、被災者の希望を把握する体制、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

(1) 住民への協力要請及び協力者の安全確保

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行う場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

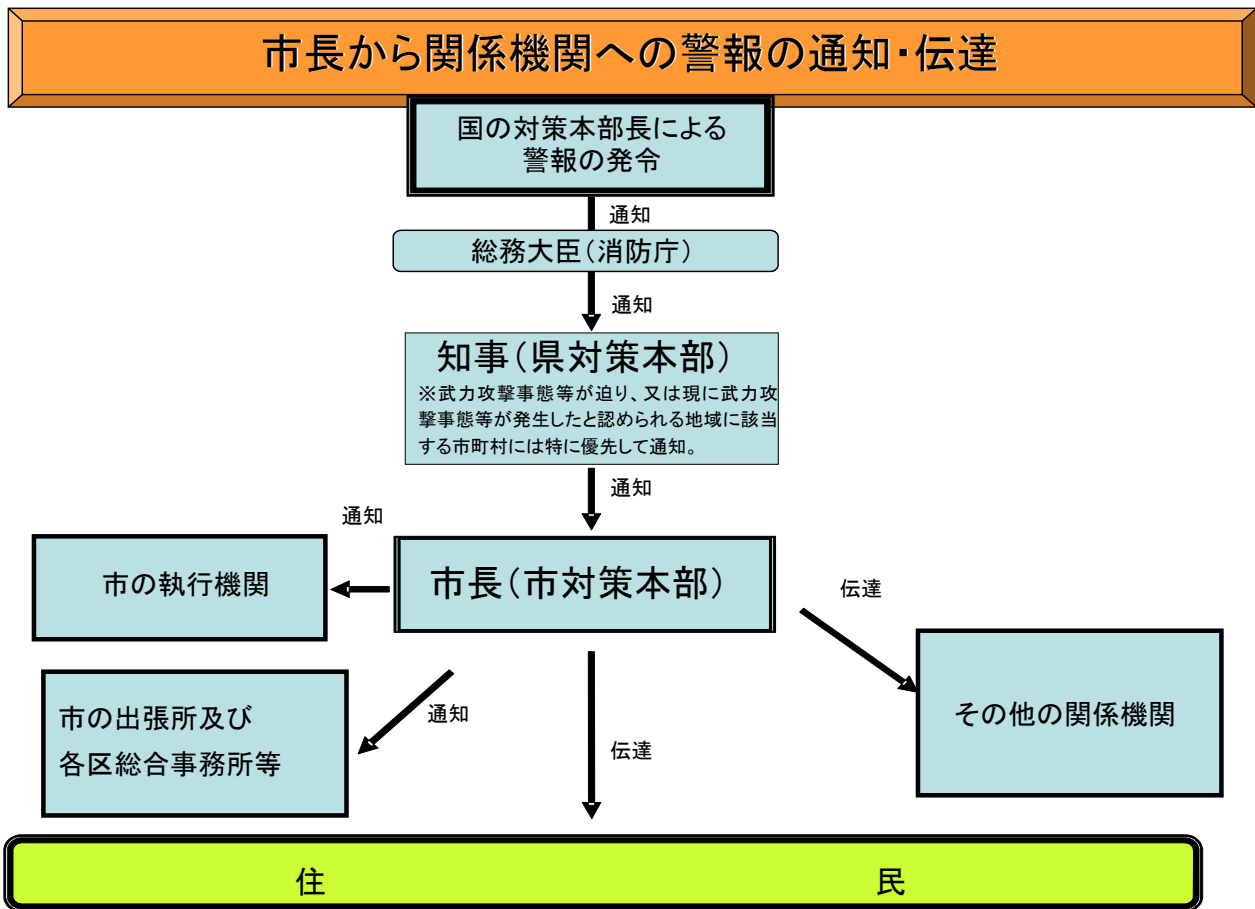
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民等及び関係のある団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の執行機関その他の関係機関（教育委員会、上越地域医療センター病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.joetsu.niigata.jp/>) に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

ただし、市長が必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団、町内会、自主防災組織への伝達や協力依頼など、

防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

なお、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、又はその他の緊急に伝達することが必要な国民保護に関する情報について、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）や、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）により国から送信された場合には、防災行政無線等を活用して迅速に市民等へ警報を伝達する。

(2) 警報伝達における消防機関等との連携に関する留意事項

市長は、消防機関と連携し、あるいは町内会及び自主防災組織の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制整備に努める。

この場合において、上越地域消防事務組合へ保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、町内会及び自主防災組織、要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者への警報伝達に関する留意事項

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、福祉・医療班を中心とした市対策本部体制下において、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。
(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

武力攻撃災害の現状及び予測などの緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達、通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

武力攻撃事態等における住民避難に際しては、県の避難の指示に基づいて、市が避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行う。また、市民等の生命、身体、財産を守ることは市の重要な責務であることから、避難の指示の市民等への通知、伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

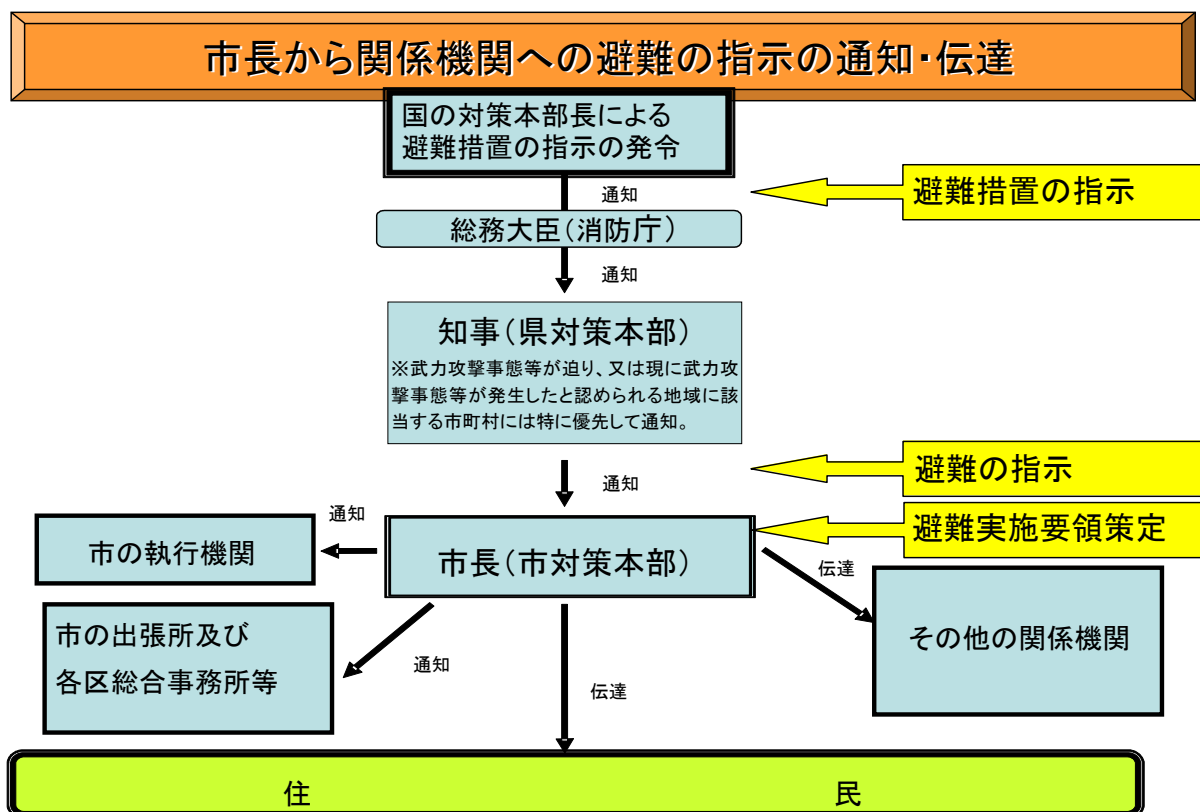
1 避難の指示の通知・伝達

(1) 県への情報提供及び市民等への伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

また、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては、次のとおりである。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を策定し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を策定するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、上越海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な策定に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

(2) 避難実施要領に定める事項（法定事項）

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 県国民保護計画との関係

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行うために作成するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本とする。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とする。

【県国民保護計画に記載の「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

(県国民保護計画の記載項目)

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(4) 避難実施要領の策定における考慮事項

ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

オ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 要配慮者の避難方法の決定 (福祉・医療班を中心とした市対策本部内の連携)

キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

サ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等との調整 (各施設滞在者への避難等の国民保護措置の円滑な実施)

(5) 国の対策本部長による利用ニーズの調整

市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長により利用に係る調整が迅速に開始されるよう、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

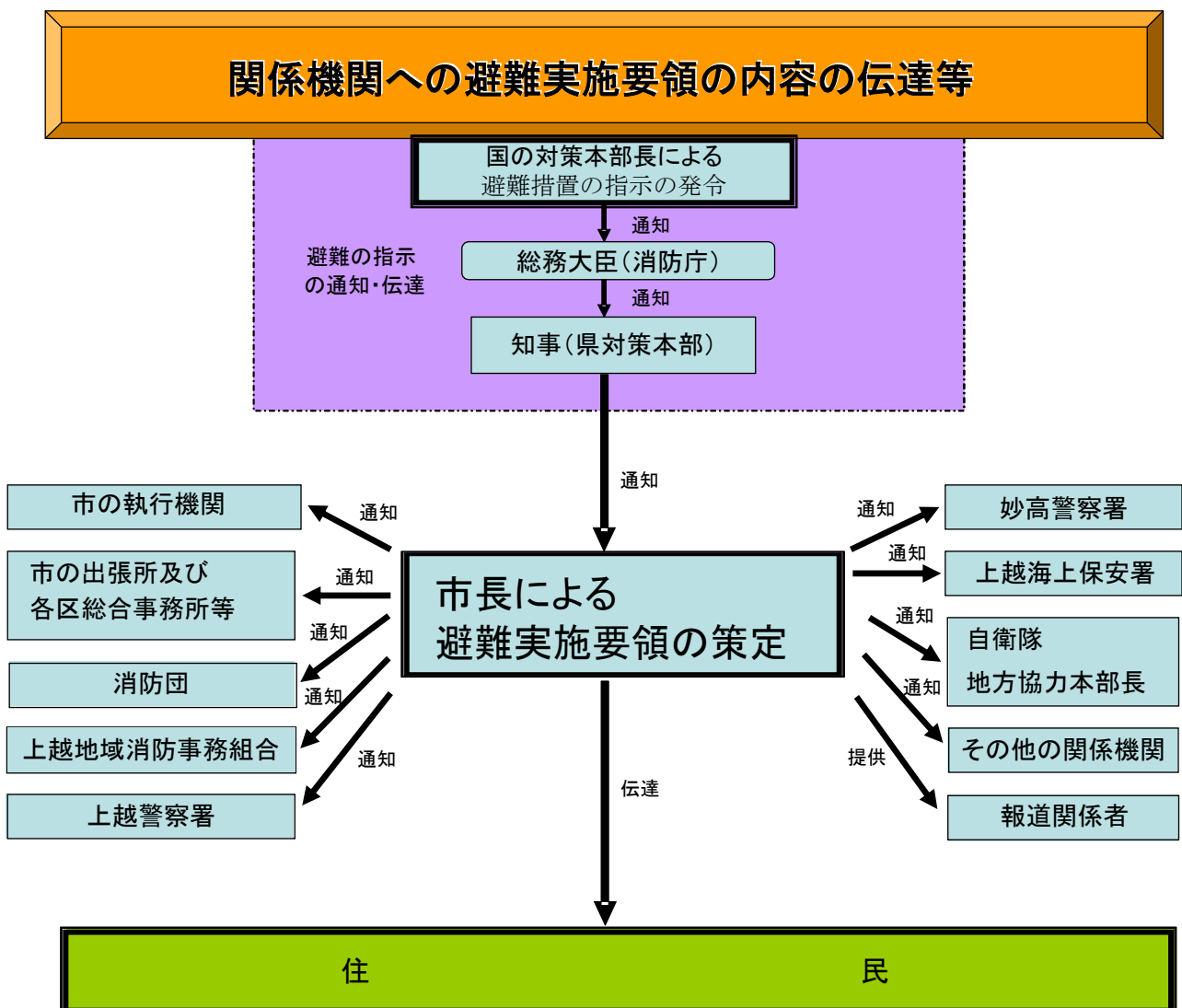
(6) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民等及び関係のある団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防団長、上越地域消防局消防局長、上越警察署長、妙高警察署長、上越海上保安署長、自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。（通知を優先する順に記載）

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

避難実施要領の通知・伝達の流れについては、次のとおりである。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、職員を指揮し、消防団並びに上越地域消防事務組合の協力を得て、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会又は自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

なお、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防団

消防団は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の搬送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

これら消防団の活動は、上越地域消防事務組合や町内会、自主防災組織と連携し、避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

イ 上越地域消防事務組合

市長は、上越地域消防局消防局長に対して必要な措置について助言を求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、上越地域消防事務組合と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、全市民避難や他市町村への広域避難など市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、上越警察署長、妙高警察署長、上越海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報

共有や活動調整を行う。

(4) 町内会及び自主防災組織に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、町内会長若しくは自主防災組織の長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等の要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障害者等の要配慮者の避難を万全に行うため、福祉・医療班を中心とした市対策本部体制下において、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、連絡及び運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9) 避難所における住民の協力

市は、県と協力し、避難所に避難した住民に対する避難所内の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点について協力するよう要請する。

また、平素から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

ア 避難所内の自治組織の結成及びリーダーの選出

イ ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守

ウ 要配慮者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市長は、市道の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、県に対する避難住民の誘導の支援要請が他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して優先順位を定めるなど所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

ア 県に対する要請

市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請する。

なお、平素より市が所有する車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。

イ 指定公共機関又は指定地方公共機関に対する求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知し、正当な理由があるかどうかについて判断を要請する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態等の類型に応じた対処

(1) 弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の場合

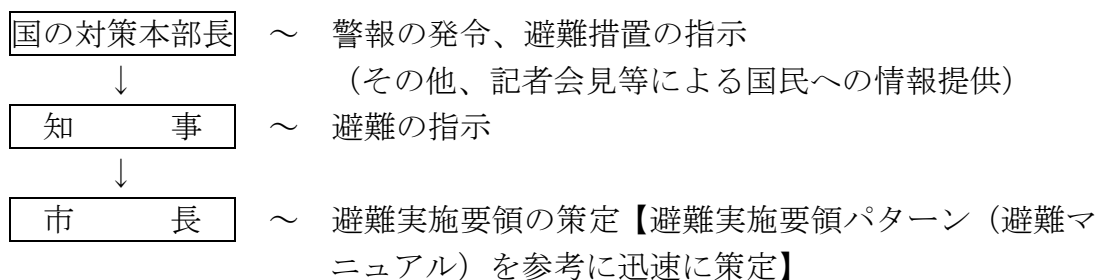
ア 対処方法

弾道ミサイル攻撃において、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することを基本とする。

この場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとする。

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することを主な内容とする。

(ア) 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令
イ 留意事項

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア 対処方法

ゲリラ・特殊部隊による攻撃のときは、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することを基本とする。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後に避難措置の指示が出されることが基本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、上越海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなるため、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させるものとする。

したがって、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、上越海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難方法を作成する。

なお、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

(ア) 避難に比較的時間の余裕がある場合の対応

まず、一時避難場所まで移動し、その後、必要に応じて一時避難場所からバス等の運送手段を用いて移動する。

(イ) 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

発生当初の段階では、各々がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、上越海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

この場合、初動時には市民等の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、市は平素より、市民等が行う緊急時の対応についての啓発に努める。

イ 留意事項

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々である。また、少人数のグループにより行われることが多いため使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲となることが多い。

したがって、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、一般に都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは攻撃を受ける可能性が高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 対処方法

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対

応については、定めないものとする。

(4) NBC攻撃の場合

ア 対処方法

NBC攻撃に伴う避難については、攻撃の特性に応じた国の対策本部長の避難措置の指示及びそれに伴う知事による避難指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、消防機関、県警察、上越海上保安署及び自衛隊による避難誘導を行うことを前提とする。

イ 留意事項

避難者に対して、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻にあてさせるよう周知することが必要である。

また、消防機関、県警察、上越海上保安署及び自衛隊等の関係機関からの情報や助言に基づき、攻撃の特性に応じた避難を周知することが必要である。

(7) 核攻撃等の場合

核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない地域に避難させる。

また、核爆発による直接の被害を受けないが、放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない地域に避難させる。

なお、放射性降下物による被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けてなるべく垂直方向に避難すること、また、ダーティボムによる攻撃の場合は、現地から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難することを周知する。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

攻撃を受けた場所、又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの気密性の高い部屋又は感染のおそれのない地域に避難させる。

ただし、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期及び場所等の特定が通常困難であるため、避難させるのではなく、感染者を入院させる。

(ロ) 化学剤による攻撃の場合

攻撃を受けた場所、又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの気密性の高い部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない地域に避難させる。

なお、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記(1)で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が所有している資料の提供を求めるなど、平素から準備した基礎的な資料を参考にし、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 医療救護活動

市は、武力攻撃災害が発生した場合、県及び医療機関等関係機関と連携し、迅速に避難住民等に対する医療を実施する。

ア 救護所等の設置

市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。

イ 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行う。

(ア) 初期救急医療

(イ) 地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手配

(ウ) 医療救護活動の記録

(エ) 死亡の確認

(オ) 市内の救護所の患者収容状況等の活動状況報告

ウ 患者等の搬送

市は、搬送計画を作成して患者、医療従事者及び医療資機（器）材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

エ 医療資機（器）材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資機（器）材等の調達を行い、必要な確保が難しい場合には県に支援要請を行う。

オ 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(ア) 核攻撃又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施及び内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合はその指導のもと、トリージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(イ) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置)及び国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(ウ) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(4) 遺体の埋葬及び火葬

市は、死亡者が多数のため通常の手続では、遺体の腐敗等による公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続等を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に支援要請を行う。

(5) ボランティアセンターの設置

ア ボランティアセンターの体制

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に協力を要請し、ボランティアセンターを設置する。

また、平素より地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、ボランティアセンターの設置について、場所や担当者等を協議しておく。

イ ボランティアセンターの活動への支援

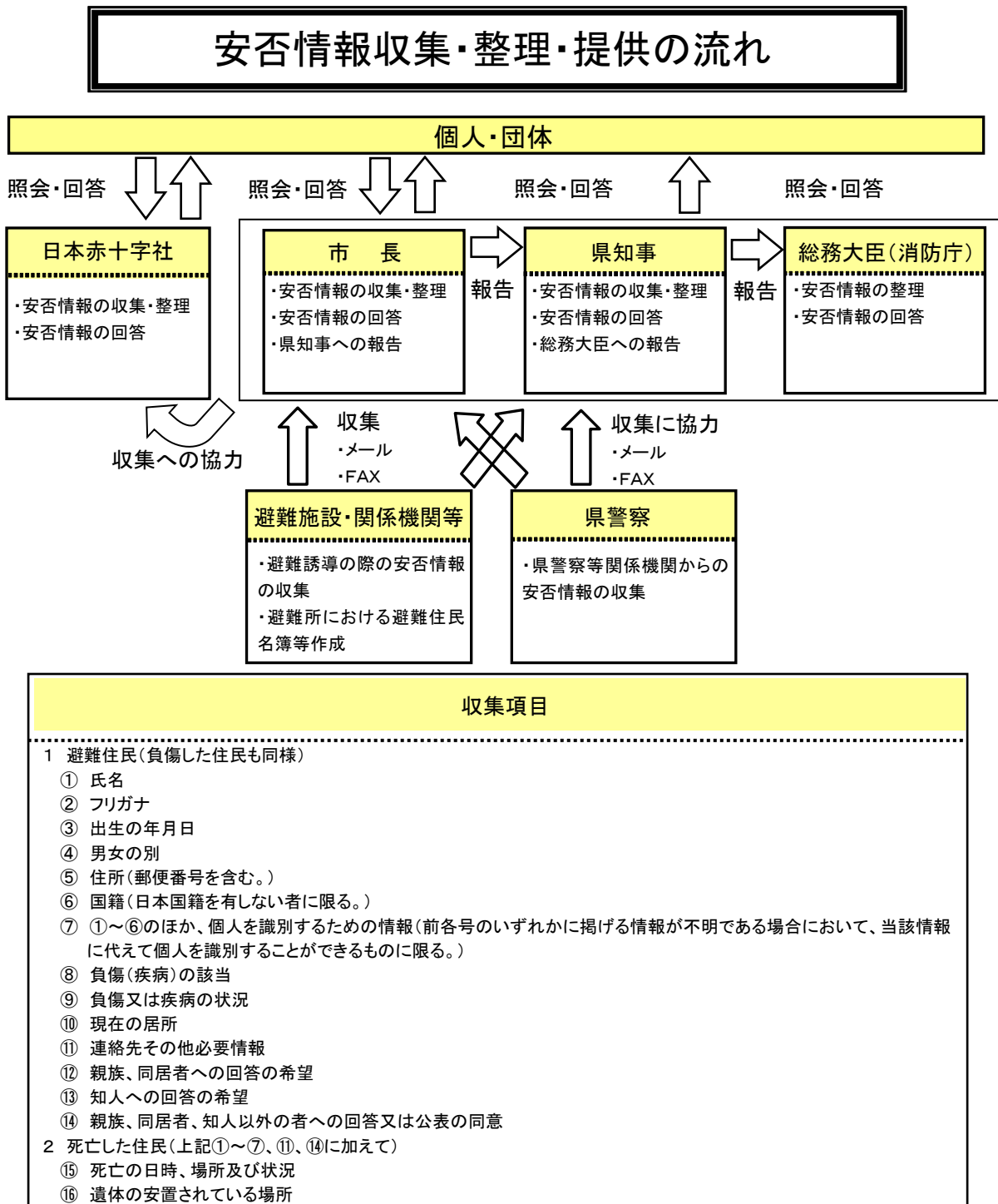
市は、ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機(器)材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努める。

また、ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行う。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れは、次のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した市民等については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した市民等については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たり、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード等）を提出又は

提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地所在市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を記録する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(4) 安否情報の収集・提供に関する様式

安否情報の照会及び回答の様式は、次のとおりである。

なお、収集、報告に関する様式第1号、様式第2号、様式第3号は、第2編第1章第4節第3項「安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」に掲載する。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 様 （市町村長）		
申 請 者 住所（居所） _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③ の場合、理由を記入願 います。）	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ _____ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small>	日本 其他（ _____ ）
	その他個人を識別する ための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

安 否 情 報 回 答 書

様	年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社新潟県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応のほか、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意するとともに他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市内に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市長は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長等への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒物等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した市民等は、速やかに、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の市民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ア 緊急性の判断

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で必要と認める地域の市民等を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民等に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近住民に退避の指示をする。

イ 退避の指示例

- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ウ 屋内退避の指示について

市長は、市民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃（核兵器（N）、生物剤（B）若しくは化学剤（C）を用いた兵器による攻撃）と判断されるような場合において、市民等が何ら防護手段なく

移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

- (イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに市民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民等に伝達する職員及び消防団員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び上越海上保安署などと現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市長は、職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、上越海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う職員及び消防団員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、独自の判断で一時的な立入制限区域として警戒区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、上越海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、警戒区域の範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、ロープ、標示板等で警戒区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 市長は、警戒区域内の交通の要所に職員を配置し、県警察、上越海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員及び消防職員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、上越地域消防事務組合へ、その装備・資機（器）材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を要請するとともに、消防団は、消防組織法の定めに従い、消防団が保有する装備・資機（器）材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、上越地域消防事務組合を通じ、県内の消防本部に対する応援要請や県知事に対する消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、上記(3)による消防の応援のみでは十分な対応ができないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、上越地域消防局消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携をとって行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う消防団員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、上越海上保安署、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から他市町村への応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機（器）材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する消防団員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団の現場活動は、施設・装備・資機（器）材及び通常の活動体制を考慮し、団員に危険が及ばない範囲に限定した消防本部との連携、活動支援とする。

オ 市長は、特に現場で活動する消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機（器）材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、施設管理者として安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、上越海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、警備の強化等に努める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の所有者、管理者又は占有者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

市長が必要な措置を命ずることのできる危険物質等の対象及び措置は次のとおり。

ア 対象

市内にある消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移

送取扱所を除く。) 又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの (国民保護法施行令第 29 条)

イ 措置

- (ア) 危険物質等の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (消防法第 12 条の 3)
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号)
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 (国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記(1)イの(ア)から(ウ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるため、必要な事項について以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による被害や汚染などが生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に、現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民等に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機（器）材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、消防機関、県警察、上越海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を収集し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機（器）材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市長は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携し、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃の場合

市は、核攻撃による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる職員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる職員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県健康福祉環境部等と連携して消毒等の措置を行う。

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があることなどの特殊性を持つことから、保健所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる職員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名あて人

(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 応急対策を講ずる職員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報の収集及び知事への報告に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び知事への報告

ア 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、上越海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

ウ 市は、被災情報の収集に当たり、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

エ 市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について市民等に対し、情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域（大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときに、期間を限り地域指定するもの。）においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画及び市の一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害時廃棄物）の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考に廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における飲料水の安定的な供給等の国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売り惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 相談所の開設及び運営

ア 相談所の開設

市は、避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

イ 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、簡易水道事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ

適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) ガスの安定的な供給

ガス事業者である市は、被害状況に応じた供給停止等、武力攻撃事態等においてガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

(3) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を適切に交付及び管理するため必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等の意義

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章及び身分証明書等

ア 特殊標章

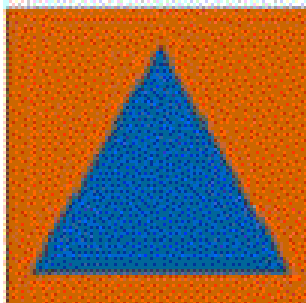
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書


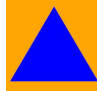
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> 
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>
<p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>
<p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>
<p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

- ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力し、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

2 赤十字標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等は、国民の保護のため

めに重要な役割を担う医療行為を行う者及びその団体、これらの者が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等（法第 157 条）

ア 標章

第一追加議定書（1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

イ 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。




（白地に赤十字）



（白地に赤新月）



（白地に赤のライオン及び太陽）

	<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用</p>		
<p>臨時の</p>		
<p>PERMANENT for civilian medical personnel</p>		
<p>TEMPORARY</p>		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue		証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

(2) 赤十字標章等の交付又は使用許可を行う者

- ア 指定行政機関の長
- イ 都道府県知事
- ウ 政令指定都市の長（交付のみ）

第4編 重要施設等における武力攻撃事態等への対処

第1章 基本方針

本市には、港湾施設や石油コンビナート等特別防災区域など重要施設が多数所在し、また、県内には、原子力発電所が所在している。こうした特定重要施設を対象とした武力攻撃やテロ等の発生の可能性は否定できない。

このことから、国民生活に多大な影響を有する重要施設等が武力攻撃の目標とされた場合、対処に関し特に留意を要する事項を、以下のとおり定める。

1 重要施設等における武力攻撃事態等に対する基本方針

武力攻撃事態等における国民保護措置については、本計画の第3編において定めるところであるが、市内に所在する重要施設のうち、武力攻撃の対象となった場合に市民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、あるいは武力攻撃事態等における対処に特殊な対応が必要であるものなど、特に留意する必要がある施設については、個別の施設特性に応じた対処措置を講じることとし、対処における留意点を本編で定める。

2 重要施設等の考え方

市内及び県内に所在する重要施設が武力攻撃の対象とされ、当市への影響が想定される場合、対処に特別な留意が必要な施設の類型は次のとおり。

- (1) 危険物及び毒物に係る特殊災害の防除など特別の対処措置が必要な施設
- (2) 施設の機能停止により、市民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある施設
- (3) 不特定多数の者が利用しており、人的被害が多大となるおそれがある施設
- (4) 幅広い関係機関が連携協力して対処する必要がある施設
- (5) その他、武力攻撃等の目標となる危険性が高い施設及び場所

これらを踏まえ、本編では、原子力発電所、大規模駅、港湾施設、石油コンビナート等特別防災区域及びその他の重要施設等の5分類について、武力攻撃事態等における対処上の留意点を施設ごとに定める。

第2章 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

新潟県には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。

原子力発電所への武力攻撃（武力攻撃原子力災害）が発生した場合、建造物等の破壊、火災等の他、放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）の発電所外への放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、原子力発電所への武力攻撃に対する平常時の備えから事後対策まで一連の措置に関して、法の規定する事項等について本章において定め、的確な国民保護措置を講ずるものとする。

1 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

(1) 基本姿勢

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と相互に連携しながら、平素から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）を目標にした武力攻撃を想定し、防護に備えることとする。

市は、原子力発電所に対して武力攻撃が発生したときは、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集及び伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を見極め、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための応急対策及び事後対策を的確かつ迅速に実施し、市民等の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力を行う。

原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、国からの命令により原子炉の運転を停止し、又は事態の緊急性若しくは県からの要請等を考慮のうえ自らの判断により原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

なお、武力攻撃原子力災害に係る上記措置の実施にあたっては、本計画に定めのない事項については、原則として市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への備え

(1) 原子力事業者の体制整備

原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の安全を確保するため、侵入者を防止する障壁の設置、施設

の巡視及び監視等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に関し所要の措置を講ずるものとされている。

原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に際し、原子力防災管理者（原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとされている。

(2) 原子力発電所の警備の強化

市長は、武力攻撃原子力災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、知事に対し、原子力防災管理者が警備の強化、防護施設の改善等安全確保のために必要な措置を講ずることを要請するよう求める。また、特に必要と認めるときは、直接、原子力防災管理者に要請する。

(3) 環境放射線モニタリング体制の強化

市は、武力攻撃事態等において放射性物質等が放出され、又はそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質又は放射線に関するデータの迅速な収集及び提供を行うことができるよう、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、県の行う環境放射線モニタリングに協力する。

(4) 原子力災害医療体制の強化

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合の医療体制について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、緊急時医療本部を設置し、適切な原子力医療活動を行うことができる体制を整備するものとされている。

また、市は県の行う原子力医療体制の強化、県内の医療機関における被ばく患者受入れ体制の充実等に協力するとともに、平素から連携を図る。

(5) 医療活動用資機材等の整備

市は、県と連携し、武力攻撃原子力災害の発生に備え、医療活動用資機材のほか、安定ヨウ素剤等、放射性物質の防除に必要な物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

3 通報等及び実施体制の確立

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

ア 原子力事業者が行う通報

原子力事業者は、原子力発電所において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見した場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、国、県、市町村その他必要な機関に通報するものとされている。

イ 知事が行う通知

知事は、上記アの通報を受けた場合は、直ちに国（原子力規制委員会・消防庁）、原子力防災専門官等、上記の通報先以外の市町村長、県警本部長、第九管区海上保安本部長に通知又は確認するものとされている。

ウ 市長が行う通知

市長は、上記アの通報を受けた場合は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、直ちに関係する防災関係機関へ通知又は確認する。

(2) 放射性物質等の放出等の通報等

ア 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合は、直ちにそれぞれに掲げる機関に通報するものとされている。

(ア) 武力攻撃によって原子力発電所から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・ 内閣総理大臣
- ・ 原子力規制委員会
- ・ 新潟県知事
- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 新潟県警察本部長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ 柏崎警察署長
- ・ 新潟海上保安部長
- ・ その他市地域防災計画（原子力災害対策編）で定める関係機関等

(イ) 武力攻撃によって、県の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・ 内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣
- ・ 新潟県知事
- ・ 当該事実が発生した場所を管轄する市町村長、警察本部長、消防本部消防長、海上保安部長

イ 知事が行う通知等

(ア) 知事は、上記アの通報を受けたときは、直ちに上記アの通報先市町村以外の市町村及び関係指定地方公共機関並びに県内各消防本部にその旨を通知するものとされている。

(イ) 知事は、上記アの通報を受けたときは、状況を勘案のうえ、必要に応じて自衛隊に対してその旨を通知するものとされている。

(ウ) 上記アの通報によらず、知事が放射性物質等の放出を認める場合には、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）にその旨を通報するものと

されている。

- (エ) 知事は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）から放射性物質等の放出について通知を受けたときは、直ちに関係指定地方公共機関に対しその旨を通知するものとされている。

ウ 市長が行う通知等

- (ア) 市長は、上記アの通報を受けたときは、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、直ちに関係する防災関係機関へ通知又は確認する。
- (イ) 上記アの通報によらず、市長は、放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）及び県にその旨を通報する。

(3) 緊急事態連絡室の設置

市長は、武力攻撃事態等の認定前において、原子力事業者から上記の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃の兆候を発見し、若しくは武力攻撃による放射性物質の放出又は放出するおそれがあることを確認し、必要と認めたときは、第3編第1章1(1)アに基づき、緊急事態連絡室を速やかに設置する。

緊急事態連絡室においては、事態の進展に備え要員の派遣、各種対策の準備を行う。

(4) 緊急通報の発令

知事は、原子力事業者から武力攻撃災害の兆候を発見した旨の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃災害の兆候を発見し、若しくは武力攻撃災害による放射性物質の放出を確認した場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令するものとされている。

また、知事は、緊急通報を発令した場合には速やかに国対策本部長にその内容を報告するものとされている。

(5) 市対策本部の設置

市長は、緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部を設置したときは、緊急事態連絡室は廃止する。また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

(6) 現地対策本部の設置

市長は、国民保護対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、安全の確保に留意しつつ、原則として、国が現地対策本部を設置する緊急事態応急対策等拠点施

設（新潟県柏崎刈羽原子力防災センター）に市現地対策本部を設置する。

ただし、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、現地対策本部を県庁等の代替施設に設置するものとされている。

また、国、県並びに原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）をいう。）を含む市町村の現地対策本部とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会が組織される時は、市長はあらかじめ定めた、責任ある判断を行える者をこれに出席させ、事態に関する情報を交換し、応急対策の実施に向けた調整を行う。

(7) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、武力攻撃原子力災害の発生等に際し、国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、防衛大臣に自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求める。

(8) 市長による安全確保措置の要請

市長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、必要であると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずることを要請するよう求める。

市長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要であると認めるときは、原子力事業者に対し、国、県を通じて、又は直接、原子炉の運転停止その他の施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(9) 国の命令による原子炉の運転停止

原子力事業者は、国において武力攻撃の情報を総合的に判断し、原子炉の運転停止の命令が行われた場合は、直ちに原子炉の運転を停止するものとされている。

(10) 原子力事業者の判断による原子炉の運転停止

原子力事業者は、緊急を要する場合には、国の運転停止命令を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止するものとされている。

(11) 武力攻撃原子力災害の公示の通知

ア 国対策本部の公示

国の対策本部長は、武力攻撃に伴い原子力発電所から放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがある場合で、住民の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるとき、直ちに次に掲げる事項の公示を行い、総務大臣は、知事にその内容を通知するものとされている。

- ・ 武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急対策を実施すべき区域
- ・ 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ・ 応急対策実施区域内の住民、公私の団体に周知させるべき事項

イ 知事が行う通知

知事は、総務大臣から公示の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ その他の県内消防本部消防長
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 県の地域機関
- ・ その他必要な関係機関

ウ 市長が行う通知

市長は、知事から公示の通知を受けたときは、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

4 応急対策等

(1) 放射性物質等の放出等に係る事業者の応急措置等

ア 原子力防災管理者の応急措置

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴い本章3(2)に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、国民保護法で準用する原災法（以下「準用原災法」という。）の規定により、直ちに原子力防災組織に武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるものとされている。

イ 応急措置等の報告等

原子力事業者は、準用原災法の規定により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、柏崎市長、刈羽村長（事業所外運搬に係る事象の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）に対し、アの規定による措置の概要及び放射性物質等の放出状況又は放出の見通し等を報告するものとされている。

(2) 応急対策

ア 応急対策の内容

市長は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合は、関係機関とともに、次に掲げる応急対策を実施する。

- ・ 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域におけ

る社会秩序の維持に関する事項

- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

イ 応急対策の実施

- (ア) 市長は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、知事から所要の応急対策の実施の指示を受けた場合は、消防本部及び関係機関に連絡するとともに、県と連携して応急対策を行う。
- (イ) 市長は、応急措置、応急対策及び情報の収集を行う者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- (ウ) 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

(3) 情報の伝達

知事、市長及び県警察本部長は、それぞれが実施する応急対策等について、それぞれ次のアからウにより伝達するものとされている。

ア 知事が行う通知

知事は、応急対策の実施を決定したときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・柏崎市長
- ・刈羽村長
- ・その他の県内市町村長
- ・柏崎市消防本部消防長
- ・その他の県内消防本部消防長
- ・指定地方公共機関
- ・県の地域機関
- ・その他必要な関係機関

イ 市長が行う通知

市長は、国対策本部の公示により、市が応急対策を実施すべき地域として指定された地域を管轄する場合において、知事から上記の通知を受けたときは、速やかに次に掲げる者に対し、防災行政無線等あらかじめ定める方法によりその内容を通知する。

- ・住民
- ・自主防災組織、自治会、町内会、消防団等
- ・その他必要な関係機関

ウ 県警察が行う伝達

県警察は、市町村と協力し、住民に対する迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるものとされている。

エ 指定公共機関等が行う伝達

知事は、指定公共機関等に対し、迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるよう要請するものとされている。

(4) 住民の避難等

ア 住民避難等の準備

市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、モニタリング結果、プラントの状況、気象情報等、必要な情報を遅滞なく把握・分析し、国、県及び県内各市町村と協議し、住民避難等の準備に着手する。

イ 避難の指示

(ア) 武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の原子力事業所周辺地域における住民の避難について、国の基本指針において国の対策本部長は次のような措置を講ずるものとされている。

- ・緊急時防護措置を準備する区域（避難準備区域（UPZ））に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。
- ・避難準備区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、避難準備区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。
- ・屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

(イ) 市長は、知事から避難の指示があったときは、当該指示の内容及び避難住民の状況、要避難地域の地理的特性、輸送手段の確保状況等を踏まえ、避難経路、輸送手段、交通規制の方法等について迅速に調整を行い、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

ウ 退避の指示

(ア) 市長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を発見した場合等において、事態の状況により、知事の避難の指示を待ついとまがないときは、必要と認める地域の住民に対し、避難指示を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知する。

(イ) 知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら(ア)に定める退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(5) 警戒区域の設定

ア 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入り

を制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。
イ 知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に規定する措置を講ずることができるものとされている。この場合は直ちに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(6) 環境放射線モニタリングの実施

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県民等の生命及び身体を保護するため、次に掲げる環境放射線モニタリングの強化等を行い、住民の避難又は退避、飲料水、飲食物等の摂取制限等の防護対策に必要な情報を提供するものとされており、市は、県が行うこれらの活動に協力する。

(7) 原子力災害医療への協力

市は、県が設置する救護所の運営を支援するほか、必要に応じて県が行う原子力災害医療の実施に協力する。

(8) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

市は、安定ヨウ素剤の配布及び服用について、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により実施する。

(9) 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、国及び県の指導、助言及び指示並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等及びこれらの解除に関して必要な措置をとるとともに、汚染農林水産物等の採取の禁止、出荷規制等及びこれらの解除に関して必要な措置を行う。

また、市は、代替飲料水・飲食物の供給等に関して、県と協力のうえで応急措置を講ずる。

(10) 事後対策の実施

ア 事後対策の内容

市長は、公示を取り消す旨の公示がされた場合は、知事、他の市町村長、その他の執行機関、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者とともに、次に掲げる事後対策を実施する。

- ・ 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- ・ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等にお

ける放射性物質の発散の状況に関する広報

- ・その他、武力攻撃原子力災害の発生若しくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

イ 事後対策を行ううえでの措置

- (ア) 市長は、応急措置、応急対策及び事後対策を講ずる者の安全の確保に十分配慮する。
- (イ) 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する事後対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

第3章 大規模駅における武力攻撃事態等への対処

本市には、首都圏に通ずる北陸新幹線が運行しており、大規模駅上越妙高駅が存在する。

多数の者が利用する人流の重要拠点という施設の特徴から、大規模駅において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、市民等の生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、大規模駅における武力攻撃災害への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 安全確保の留意点

市は、県及び関係機関との連携強化に努め、事案発生時の連絡体制を確立するとともに、上越妙高駅の管理者に対して、駅施設内及び列車内等における自主警戒体制の強化を要請する。

2 通報体制

市は、上越妙高駅近隣住民及び施設利用者等から武力攻撃の発生、あるいは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合は、駅施設管理者、県、県警察、消防機関、自衛隊及び上越海上保安署等に通報する。

3 近隣住民等の避難措置

(1) 近隣住民等の避難措置

ア 住民避難等の準備

市長は、上越妙高駅及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、上越妙高駅近隣住民の避難措置等について、速やかに国及び県と協議する。

イ 避難の指示

市長は、県から避難の指示の内容の通知があったときは、避難経路や避難手段等を近隣住民等に伝達する。

ウ 退避の指示

市長は、上越妙高駅及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、上越妙高駅近隣住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

エ 警戒区域の設定

市長は、上越妙高駅及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

第4章 港湾施設における武力攻撃事態等への対処

本市には、県が港湾管理する重要港湾直江津港が存在する。
物流及び人流の重要拠点という施設の特色から、港湾施設において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多くなり、市民生活に多大な支障を及ぼすおそれがある。

市は、県の実施する直江津港に係る国民保護措置が適切に行われるよう、上越海上保安署、県警察、県、消防機関及び港湾関係者と密接な連携を図り港湾近隣住民や施設利用者等の避難誘導等の措置を行う。

1 安全確保の留意点

市は、県及び港湾管理者以外の事業者等と連絡を密にし、武力攻撃事態等に際し、状況を勘案のうえ、県と協力し、速やかに施設の利用者及び施設周辺の住民の安全確保のための対処に努める。

また、県に対し、船舶の利用に支障が出ないように必要な水深、幅員及び延長等を確保するとともに、係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばき施設、旅客の乗下船施設についても安全を確保するよう要請する。

なお、直江津港は武力攻撃により陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有するため、市内で武力攻撃災害が発生した場合は、警備を強化するよう要請する。

2 通報体制

市は、港湾近隣住民及び施設利用者等から武力攻撃の発生、あるいは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合は、上越海上保安署、県警察、県、消防機関及び自衛隊に通報する。

3 近隣住民等の避難措置

(1) 近隣住民等の避難措置

ア 住民避難等の準備

市長は、直江津港及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直江津港近隣住民の避難措置等について、速やかに国及び県と協議する。

イ 避難の指示

市長は、県から避難の指示の内容の通知があったときは、避難経路や避難手段等を近隣住民等に伝達する。

ウ 退避の指示

市長は、直江津港及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直江津港近隣住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

エ 警戒区域の設定

市長は、直江津港及びその周辺において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

4 救援

(1) 救援の実施

市は、上越海上保安署、県警察、県、消防機関など関係機関と緊密に連携して直江津港近隣住民及び港湾施設利用者の救援に関する措置を実施する。

特に港湾施設利用者の収容施設を決定する場合は、県と十分協議する。

(2) 港湾施設利用外国人への救援

国民の権利及び義務に関する憲法の規定がその性質上、外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、港湾施設を利用中の外国人についても、県と連携して救援に関する措置を実施する。

5 漁港施設に対する措置

(1) 漁港施設

市内には、県が管理する名立漁港及び市が管理する柿崎漁港、大潟漁港、有間川漁港施設が存在する。

漁港の性質上、不特定多数の市民が利用することがないため、武力攻撃目標となる可能性は低いと思われるが、係留施設を利用し、着上陸される可能性がある。

(2) 警戒体制の整備

市長は、市が管理する漁港施設について、上越海上保安署、県警察、県、消防機関、自衛隊及び漁業協同組合等と密接な連携のもと、自主警戒体制を整備する。

県が管理する漁港施設については、本市との密接な連携のもと、自主警戒体制を整備するよう要請する。

また、市は漁港関係者に対し、不審な船舶、不審者及び不審車両を漁港施設内で発見した場合は、ただちに市長に通報するよう要請する。

第5章 石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等

への対処

本市には、直江津地区に石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）が所在する。

危険物等を取り扱う施設の特性から、特別防災区域において武力攻撃災害が発生した場合には、広域かつ複雑な様態の二次災害発生等のおそれがある。

市は、県の実施する特別防災区域に係る国民保護措置が適切に行われるよう、上越海上保安署、県警察、県、消防機関及び関係事業所と密接な連携を図り周辺住民等の避難誘導等の措置を行う。

1 安全確保の留意点

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

なお、県は、特別防災区域に係る国民保護措置の実施にあたり、県国民保護計画に定めのない事項については、原則として「新潟県石油コンビナート等防災計画」を準用すると定めているため、市も同様の取扱いとする。

2 通報体制

市は、周辺住民等から武力攻撃災害の発生、あるいは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合は、上越海上保安署、県警察、県、消防機関及び自衛隊に通報する。

3 周辺住民等の避難措置

(1) 周辺住民等の避難措置

ア 住民避難等の準備

市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、周辺住民等の避難措置等について、速やかに国及び県と協議する。

イ 避難の指示

市長は、県から避難の指示の内容の通知があったときは、避難経路や避難手段等を周辺住民等に伝達する。

ウ 退避の指示

市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、周辺住民等を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

エ 警戒区域の設定

市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

4 石油コンビナート等特別防災区域周辺事業所を含めた対処

特別防災区域周辺には、中部電力㈱の火力発電所及び国際石油開発帝石㈱の直江津LNG基地が所在している。

いずれも当市における重要施設であり、武力攻撃事態への対処については、「新潟県石油コンビナート等防災計画」を準用する。

なお、今後、建設が計画されている東北電力㈱上越火力発電所については、管理者と連絡を密にし、武力攻撃事態への対処計画の作成に努める。

第6章 その他の重要施設等における武力攻撃事態等への対処

本市には、大規模なダムや長大な海岸線など武力攻撃目標や着上陸侵攻場所となりうる重要施設等が存在する。

ダムは、貯水及び上水道用水の補給という施設の特徴から、施設内において武力攻撃災害が発生し、被害が発生した場合には、下流域の人的・物的被害をはじめ、市民生活に多大な支障を及ぼすおそれがある。

また、本市は約40kmの長大な海岸線を有し、その半分以上を砂浜が占めるため、外部から着上陸侵攻の危険性がある。

市は、これらの社会的、地理的特徴を踏まえ、重要施設等の管理者との連絡を密にし、それぞれの重要施設等における武力攻撃事態等への対処を行う。

1 安全確保の留意点

(1) ダム施設

市は、県及びダム施設管理者と連絡を密にし、武力攻撃事態等に際し、状況を勘案のうえ、県、県警察及び消防機関と協力し、速やかに施設下流域の住民の安全確保のための対処に努める。

また、上水道用水の補給を実施している正善寺ダム、柿崎川ダム及び後谷ダムにおいて武力攻撃災害が発生した場合は、県と緊密に連携し上水道の安定供給に努める。

(2) 海岸線

海岸からの着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

また、全市民の市外避難の場合は、他市町村との広域連携も想定されるため、国からの要避難地域の指定及び避難先地域の指定がなされた後の対処となる。

したがって市は、国、県からの指示に対し迅速に対応できるよう、体制整備に努める。

2 通報体制

(1) ダム施設

市は、周辺住民等から武力攻撃災害の発生、あるいは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合、県、県警察、消防機関及びダム施設管理者に通報する。

(2) 海岸線

市は、付近住民等から武力攻撃災害の発生、あるいは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合、上越海上保安署、県警察、県、消防機関及び自衛隊に通報する。

3 ダム下流域住民等の避難措置

(1) ダム下流域住民等の避難措置

ア 住民避難等の準備

市長は、ダム施設において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、施設下流域の住民の避難措置等について、速やかに国及び県と協議する。

イ 避難の指示

市長は、県から避難の指示の内容の通知があったときは、避難経路や避難手段等を住民に伝達する。

ウ 退避の指示

市長は、ダム施設において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設下流域の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

エ 警戒区域の設定

市長は、ダム施設において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときに市が講ずる一時的な修繕や補修など応急復旧に必要な事項について以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機（器）材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、管理又は所有する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときに市が講ずる復旧に必要な事項について以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制を整備するとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することから、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が実施した国民保護措置の費用支弁に関する手続きに必要な事項について以下のとおり定める。

1 国民保護措置実施に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第6編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

上越市国民保護計画

平成 19 年 3 月 30 日 作成
平成 19 年 4 月 1 日 変更
平成 24 年 2 月 8 日 変更
平成 27 年 12 月 15 日 変更
令和 2 年 12 月 28 日 変更

編集・発行

上越市【防災危機管理部市民安全課】

新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

電 話 025-526-5111 (代表)

F A X 025-526-5061 (直通)
